

井原市障害者福祉計画
井原市障害福祉計画（第6期）
井原市障害児福祉計画（第2期）

～ 地域で共に暮らし、支え合う、共生社会の実現 ～

令和3年3月
岡山県井原市

はじめに

近年、障害福祉を取り巻く環境は、障害者の高齢化と重度化、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもの支援ニーズの増加など大きく変化しており、その対応が一層求められています。

このような中、本市では、平成30年3月、「住み慣れた地域で、誰もが共に暮らし、共に支え合う共生社会の実現」を基本理念とした「井原市障害者福祉計画・障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）」を策定し、平成30年3月に障害者権利条約の趣旨を踏まえ、「井原市手話言語条例」を制定するなど、障害者施策の推進を図ってまいりました。

このたび、計画期間が終了することに伴い、前計画の目標を継承しつつ、より一層の障害者施策の充実を図るため、「井原市障害者福祉計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」を策定しました。

本計画では、基本理念である「共生社会の実現」に向け、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、障害者やその家族等の不安の解消を図る「障害者相談支援センター」や「自立支援協議会」及び「権利擁護推進会議」の活用を重点施策と位置付け、相談支援体制の充実や権利擁護の推進など障害者施策の充実に努めることとしています。

今後、本計画を実効性のあるものとするためには、関係機関の方々との連携はもとより、市民の皆様一人ひとり、社会全体での取り組みが不可欠であると考えておりますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、慎重にご審議を賜りました井原市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年3月



井原市長 大舌 勲

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画の概要 | 2 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 2 |
| 2 計画の位置付け..... | 4 |
| 3 計画の対象者..... | 5 |
| 4 計画の期間..... | 6 |
| 5 計画の策定体制..... | 6 |
| 第2章 障害者の状況 | 8 |
| 1 人口の状況..... | 8 |
| 2 障害者の状況..... | 10 |
| 第3章 計画の基本方針 | 16 |
| 1 計画の基本理念..... | 16 |
| 2 計画の基本目標..... | 16 |
| 3 施策の体系..... | 18 |
| 第4章 計画の推進体制 | 21 |
| 1 市の推進体制と進行管理..... | 21 |
| 2 圏域での連携..... | 21 |
| 3 関係機関・ボランティア団体との連携体制..... | 22 |
| 4 計画の普及・啓発..... | 22 |
| 第2部 障害者福祉計画 | 23 |
| 第1章 自立の支援 | 24 |
| 1 教育・育成..... | 24 |
| 2 雇用・就労..... | 30 |
| 3 保健・医療..... | 35 |
| 4 福祉サービス..... | 38 |
| 5 文化・スポーツ・レクリエーション..... | 47 |
| 第2章 主体性・選択性の尊重 | 49 |
| 1 相談支援体制..... | 49 |
| 2 権利擁護..... | 52 |
| 3 情報提供..... | 54 |
| 第3章 共生社会の実現 | 56 |
| 1 啓発・広報..... | 56 |
| 2 地域福祉..... | 59 |
| 3 生活環境..... | 61 |
| 4 安全・安心..... | 64 |

| | |
|--|-----|
| 第3部 障害福祉計画（第6期） | 69 |
| 第1章 障害福祉サービス等の見込 | 70 |
| 1 成果目標 | 70 |
| 2 障害福祉サービス | 74 |
| 3 相談支援 | 82 |
| 4 地域生活支援事業 | 84 |
| | |
| 第4部 障害児福祉計画（第2期） | 93 |
| 第1章 基本的考え方 | 94 |
| 第2章 児童福祉法上のサービス等の見込 | 95 |
| 1 成果目標 | 95 |
| 2 児童福祉法上のサービス | 97 |
| | |
| 資料編 | 101 |
| 1 井原市障害者福祉計画・井原市障害福祉計画（第6期） ・井原市障害児福祉計画（第2期）策定の推進体制 | 102 |
| 2 井原市障害者福祉計画・井原市障害福祉計画（第6期） ・井原市障害児福祉計画（第2期）策定の経緯 | 103 |
| 3 井原市障害者施策推進協議会 | 104 |
| 4 用語解説 | 108 |

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行され、また、「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）」の改正、平成28年5月に「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」の施行など、障害者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

平成30年3月には、平成30年度から5年間を計画期間とする新たな「障害者基本計画（第4次）」が策定され、基本理念として、「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することなどが掲げられました。また、平成30年4月施行の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正では、障害者が自らが望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等の内容が示されました。

岡山県においては、平成28年2月に「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」、平成30年3月には、「第5期岡山県障害福祉計画」「第1期岡山県障害児福祉計画」を策定して、障害者施策の推進を図っています。

本市では、平成12年3月に「井原市障害者福祉計画」を策定して以来、「障害のある人の自立と社会参加」を目標に総合的、計画的に障害者施策に取り組んできました。

平成30年3月には障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の充実を図り、新たな課題やニーズに対応するため、「井原市障害者福祉計画・井原市障害福祉計画（第5期）・井原市障害児福祉計画（第1期）」を策定し、障害福祉サービス、障害児通所支援に係る給付、地域生活支援事業その他の支援に総合的に取り組んでいます。

このたび、それぞれの計画期間が終了することから、国の動向を踏まえ、本市におけるより一層の障害者施策の充実を図るため、基本的な理念や原則、障害者を取り巻く環境の変化と課題やニーズにも対応した井原市障害者福祉計画・井原市障害福祉計画（第6期）・井原市障害児福祉計画（第2期）を策定するものです。

【国の主な動向と岡山県、井原市の動向】

| 年 | 国 | | | 岡山県 | 井原市 | |
|-----|--|--------------|-----------------------------|---|--|--|
| H18 | ◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 | 障害者基本計画（第2次） | 重点施策実施 5か年計画 | 岡山県障害者長期計画 (H11年度～H22年度) | 第1期岡山県障害福祉計画 (H18年度～H20年度) | 井原市障害福祉計画（第1期） (H18年度～H20年度) |
| H19 | ◇障害者権利条約の署名 | | | | | |
| H20 | ◇児童福祉法の一部改正 | | 重点施策実施5か年計画 | | 第2期岡山県障害福祉計画 (H21年度～H23年度) | 井原市障害者福祉計画・ 井原市障害福祉計画（第2期） (H21年度～H23年度) |
| H21 | | | | | | |
| H22 | | | | | | |
| H23 | ◇障害者基本法の一部改正 | 障害者基本計画（第3次） | 第2期岡山県障害者計画（H23年度～H27年度） | 第3期岡山県障害福祉計画 (H24年度～H26年度) | 井原市障害者福祉計画・ 井原市障害福祉計画（第3期） (H24年度～H26年度) | |
| H24 | ◇障害者虐待防止法の施行 | | | | | |
| H25 | ◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部改正 | | | | | |
| H26 | ◇障害者権利条約の批准 | | | | | |
| H27 | ◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 | | | | | |
| H28 | ◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部改正 ◇成年後見制度利用促進法の施行 | 障害者基本計画（第4次） | 第3期岡山県障害者計画 (H28年度～R2年度) | 第4期岡山県障害福祉計画 (H27年度～H29年度) | 井原市障害者福祉計画・ 井原市障害福祉計画（第4期） (H27年度～H29年度) | |
| H29 | | | | | | |
| H30 | ◇障害者総合支援法の一部改正 ◇児童福祉法の一部改正 | | | | | |
| R元 | | | | 第5期岡山県障害福祉計画 第1期岡山県障害児福祉計画 (H30年度～R2年度) | 井原市障害者福祉計画・ 井原市障害福祉計画（第5期） 井原市障害児福祉計画（第1期） (H30年度～R2年度) | |
| R2 | | | | | | |

2 計画の位置付け

(1) 法的根拠

本計画の法的根拠は以下のとおりです。

【障害者福祉計画】

障害者基本法第 11 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

【障害福祉計画（第 6 期）】

障害者総合支援法第 88 条で地方自治体に策定が求められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとに、その内容と必要なサービス量の見込みを示す計画です。

【障害児福祉計画（第 2 期）】

児童福祉法第 33 条の 20 で地方自治体に策定が求められている「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示す計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」、県の「岡山県障害者計画」「岡山県障害福祉計画」「岡山県障害児福祉計画」を踏まえ、「井原市第 7 次総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。

3 計画の対象者

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む。）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

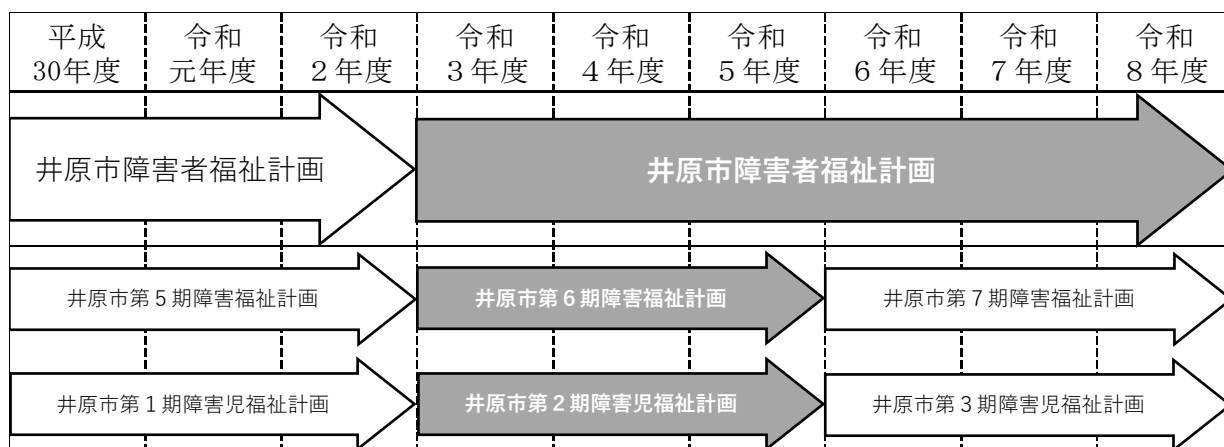
第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

4 計画の期間

障害者福祉施策の長期的展望の観点から障害者福祉計画を3年間から6年間とし、計画の期間は令和3年度から令和8年度までとしています。また、本計画の内容は、上位計画の改定及び社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような取組を行いました。

(1) 井原市障害者施策推進協議会での審議

障害者団体、福祉関連団体、教育機関、医師会、関連行政機関等の代表からなる「井原市障害者施策推進協議会」を諮問機関として広く協議を行い、本計画を策定しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画素案について、パブリックコメントを実施しました。

実施期間 令和3年1月8日～2月8日

(3) アンケート調査の実施

障害者の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するとともに、障害者施設の状況やニーズ、一般企業、市民の障害者福祉に関わる意識等についても調査し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■ 調査の方法

郵送による配布、回収

■ 調査の期間

令和2年6月22日～7月17日

■ 回収状況

| 調査の種類 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|------|------|-------|
| 障害者調査 | 470人 | 233人 | 49.6% |
| 障害児保護者調査 | 30人 | 19人 | 63.3% |
| 事業所調査 | 30施設 | 22施設 | 73.3% |
| 企業調査 | 70社 | 46社 | 65.7% |
| 市民意識調査 | 600人 | 232人 | 38.7% |

第2章 障害者の状況

1 人口の状況

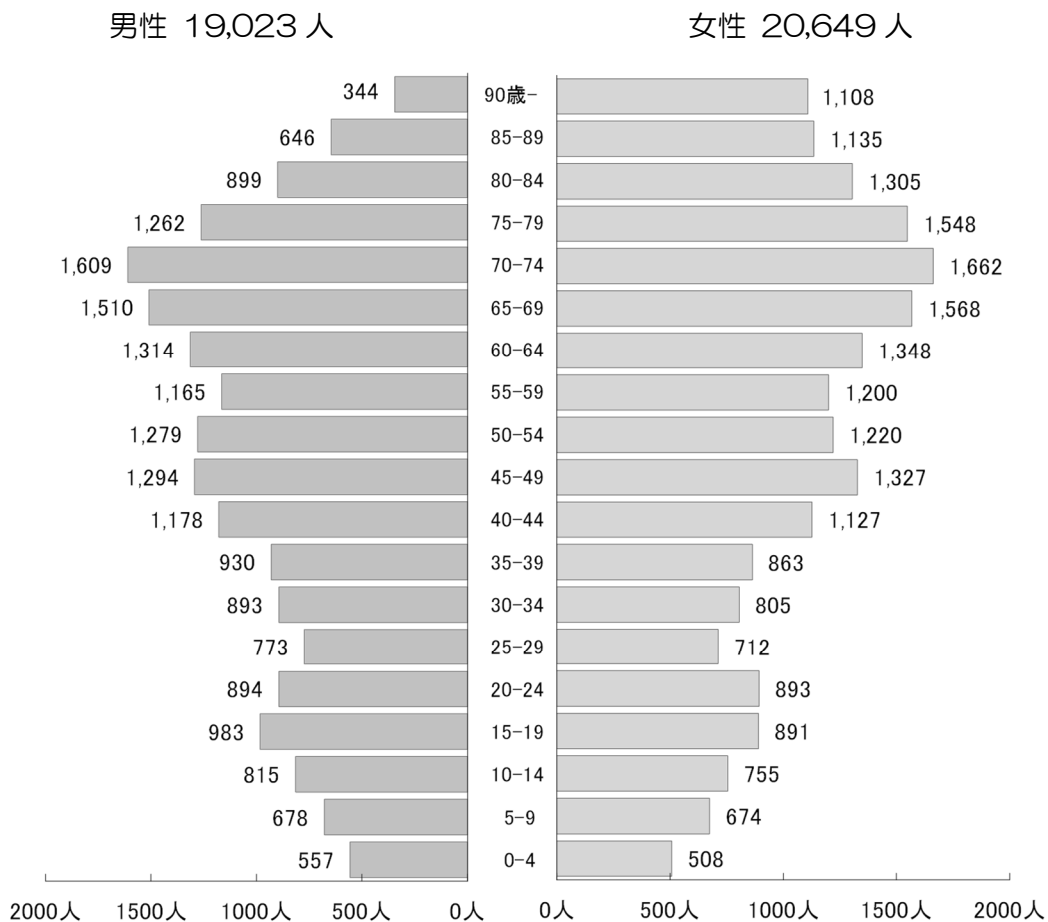
(1) 人口ピラミッド

本市の人口は、令和2年3月31日現在で、男性 19,023 人、女性 20,649 人、合計 39,672 人です。

年齢階層別にみると、男女ともに「70～74 歳」が最も多く、次いで「65～69 歳」が多くなっています。

また、20 歳未満の年齢階層は、男女とも年齢階層が低くなるとともに、人口が減少しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。「0～4 歳」をみると、男性 557 人、女性 508 人と、5 歳階級別人口では最も少ない年齢層となっています。

図表 1 人口ピラミッド



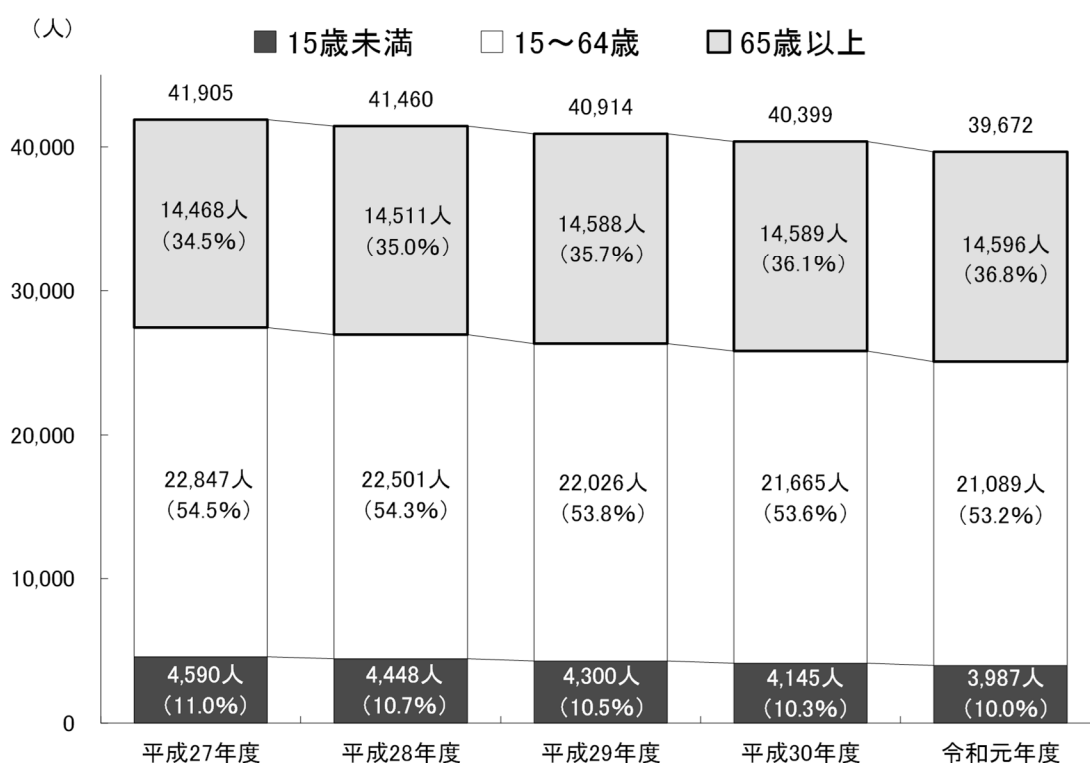
資料：住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

(2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、平成27年度から令和元年度にかけて、15歳未満の年少人口は603人(13.1%)、15~64歳の生産年齢人口は1,758人(7.7%)減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は128人(0.9%)増加しています。

これに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)も34.5%から36.8%へと2.3ポイント上昇しています。

図表2 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

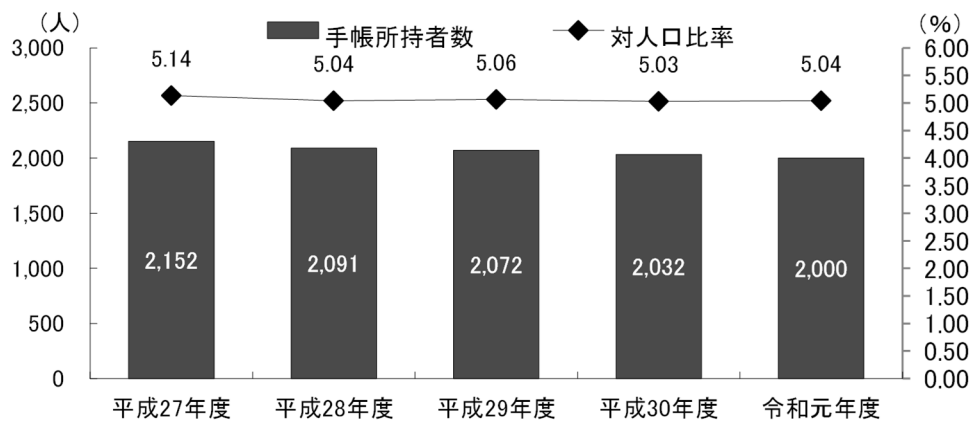
2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降、人数、対人口比も減少傾向となっています。令和元年度は2,000人、対人口比5.04%となっています。

図表3 身体障害者手帳所持者数の推移



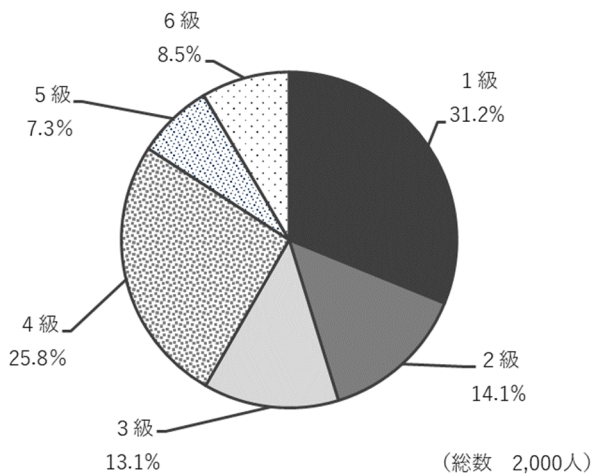
※各年度3月31日現在

② 障害等級別割合の状況

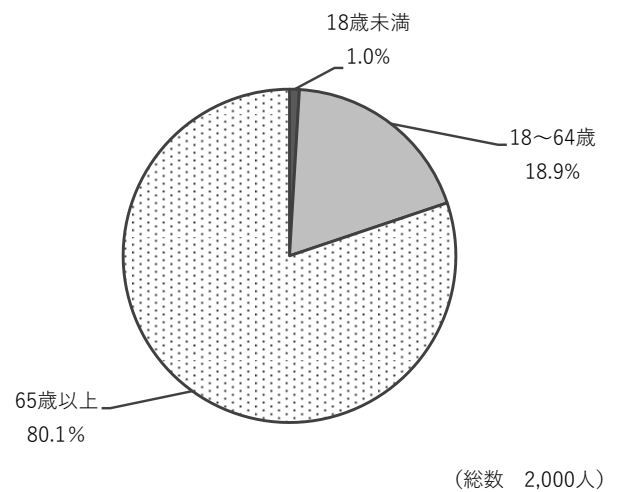
令和元年度の障害等級別の状況をみると、「1級」が623人、31.2%と最も多く、次いで「4級」が517人、25.8%となっています。

年齢別にみると、「18歳未満」が19人、1.0%、「18歳以上65歳未満」が378人、18.9%、「65歳以上」が1,603人、80.1%と高齢者の割合が高くなっています。

図表4 障害等級別



図表5 年齢別



※令和2年3月31日現在

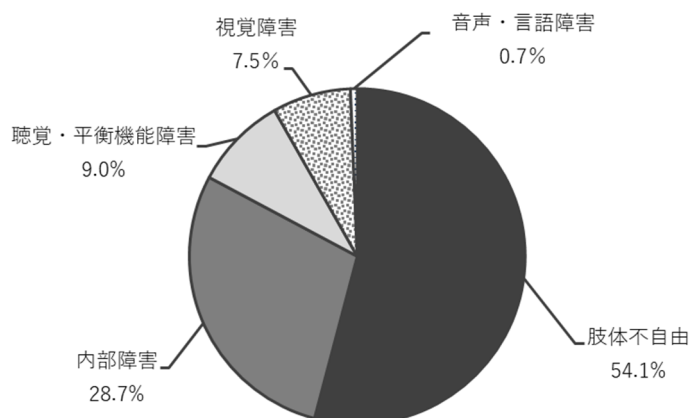
| 区 分 | 令和2年3月31日現在 | | | | | | |
|------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
| 18歳未満 | 19人 (1.0%) | 9人 | 4人 | 1人 | 3人 | 0人 | 2人 |
| 18歳以上65歳未満 | 378人 (18.9%) | 148人 | 75人 | 33人 | 70人 | 25人 | 27人 |
| 65歳以上 | 1,603人 (80.1%) | 466人 | 203人 | 227人 | 444人 | 122人 | 141人 |
| 合 計 | 2,000人 (100.0%) | 623人 (31.2%) | 282人 (14.1%) | 261人 (13.1%) | 517人 (25.8%) | 147人 (7.3%) | 170人 (8.5%) |

③障害種別割合の状況

令和元年度の障害種別の状況をみると、「肢体不自由」が1,082人、54.1%と最も多く、次いで「内部障害」が574人、28.7%となっています。

年齢別にみると、各階層ともに「肢体不自由」が最も多くなっています。

図表 6 障害種別



(総数 2,000人)

※令和2年3月31日現在

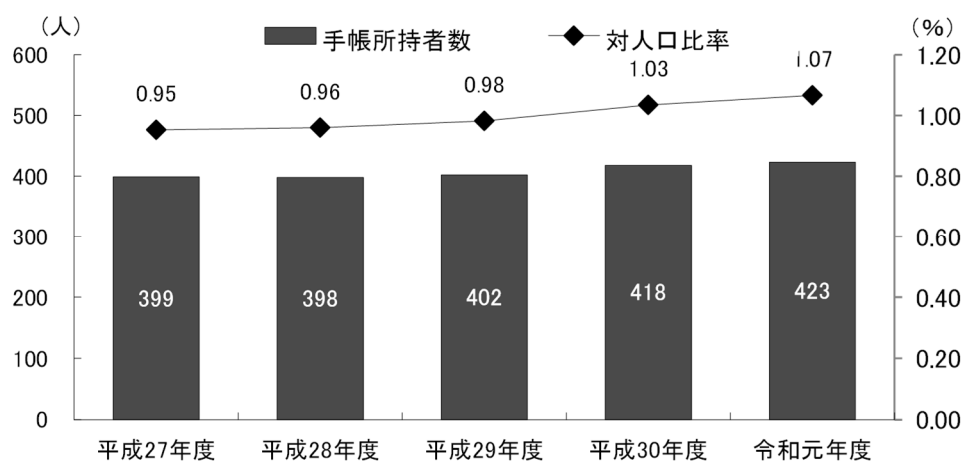
| 区 分 | 令和2年3月31日現在 | | | | | |
|------------|--------------------|-------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| | 計 | 肢体不自由 | 内部障害 | 聴覚・平衡機能障害 | 視覚障害 | 音声・言語機能障害 |
| 18歳未満 | 19人 (1.0%) | 10人 | 5人 | 4人 | 0人 | 0人 |
| 18歳以上65歳未満 | 378人 (18.9%) | 236人 | 95人 | 22人 | 22人 | 3人 |
| 65歳以上 | 1,603人 (80.1%) | 836人 | 474人 | 154人 | 129人 | 10人 |
| 合 計 | 2,000人 (100.0%) | 1,082人 (54.1%) | 574人 (28.7%) | 180人 (9.0%) | 151人 (7.5%) | 13人 (0.7%) |

(2) 知的障害者の状況

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度以降増加傾向にあり、令和元年度では423人、対人口比では1.07%となっています。

図表 7 療育手帳所持者数の推移



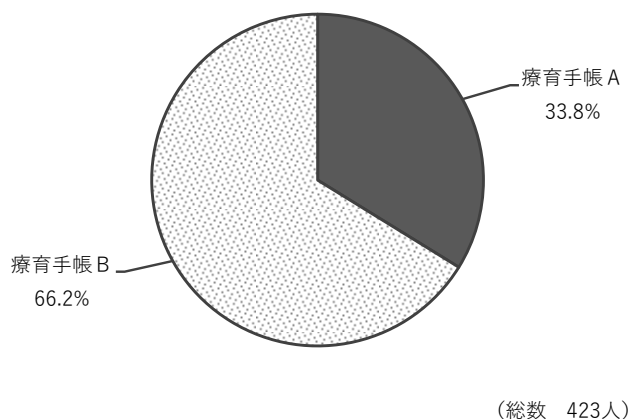
※各年度3月31日現在

②障害等級別割合の状況

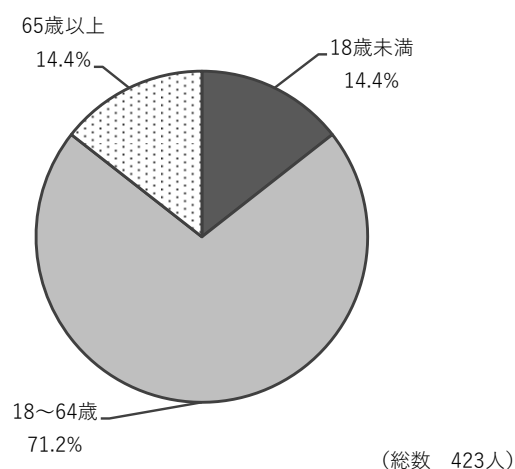
令和元年度の障害等級別の状況をみると、「療育手帳A」は143人、33.8%、「療育手帳B」は280人、66.2%となっています。

年齢別にみると、「18歳未満」が61人、14.4%、「18歳以上65歳未満」が301人、71.2%、「65歳以上」が61人、14.4%となっています。

図表 8 障害等級別



図表 9 年齢別



※令和2年3月31日現在

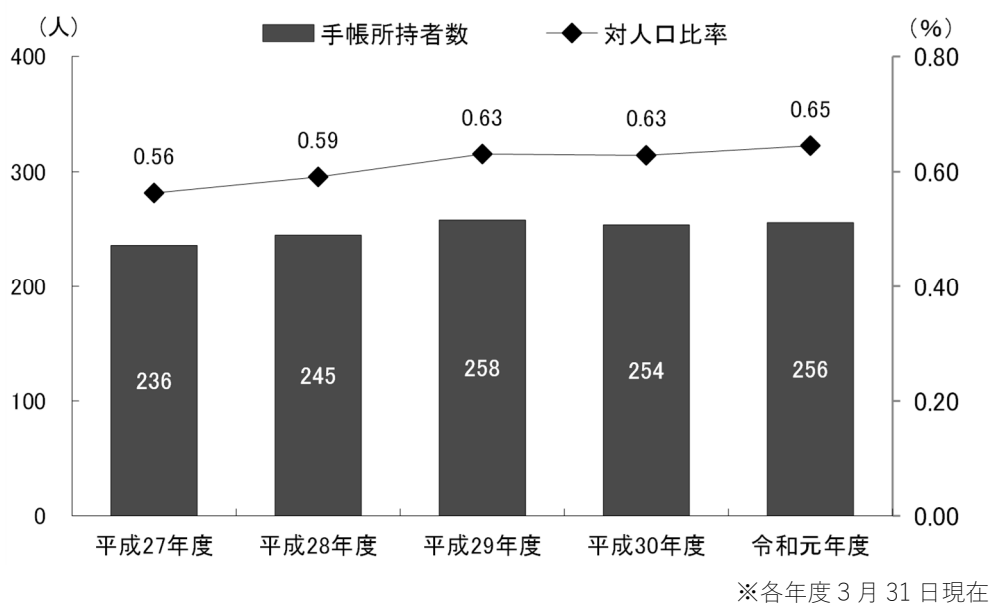
| 区 分 | 令和 2 年 3 月 31 日現在 | | |
|---------------|-------------------|------------------|------------------|
| | 計 | 療育手帳 A | 療育手帳 B |
| 18 歳未満 | 61 人 (14.4%) | 18 人 | 43 人 |
| 18 歳以上 65 歳未満 | 301 人 (71.2%) | 106 人 | 195 人 |
| 65 歳以上 | 61 人 (14.4%) | 19 人 | 42 人 |
| 合 計 | 423 人 (100.0%) | 143 人 (33.8%) | 280 人 (66.2%) |

(3) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年度以降増加傾向にあり、令和元年度は 256 人、対人口比 0.65%となっています。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

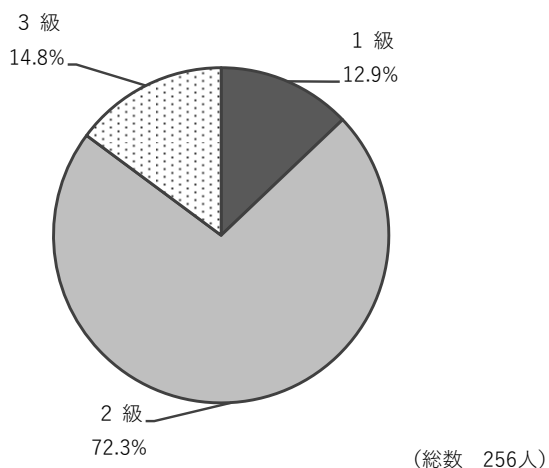


②障害等級別割合の状況

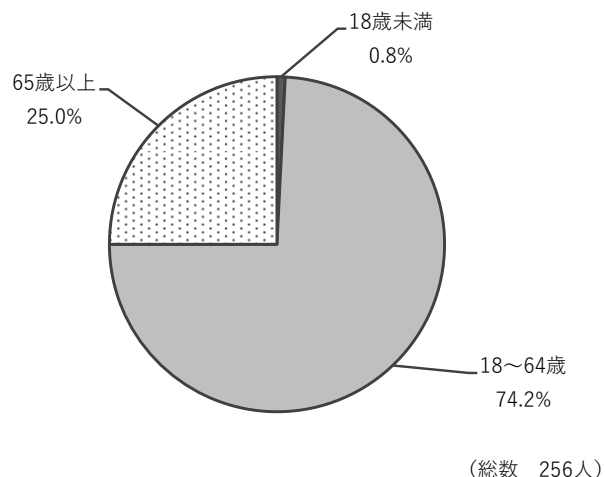
令和元年度の障害等級別の状況をみると、「1級」が33人、12.9%、「2級」が185人、72.3%、「3級」が38人、14.8%となっています。

年齢別にみると、「18歳未満」が2人、0.8%、「18歳以上65歳未満」が190人、74.2%、「65歳以上」が64人、25.0%となっています。

図表 11 障害等級別



図表 12 年齢別



※令和2年3月31日現在

| 区 分 | 令和2年3月31日現在 | | | |
|------------|------------------|----------------|-----------------|----------------|
| | 計 | 1級 | 2級 | 3級 |
| 18歳未満 | 2人 (0.8%) | 1人 | 0人 | 1人 |
| 18歳以上65歳未満 | 190人 (74.2%) | 15人 | 142人 | 33人 |
| 65歳以上 | 64人 (25.0%) | 17人 | 43人 | 4人 |
| 合 計 | 256人 (100.0%) | 33人 (12.9%) | 185人 (72.3%) | 38人 (14.8%) |

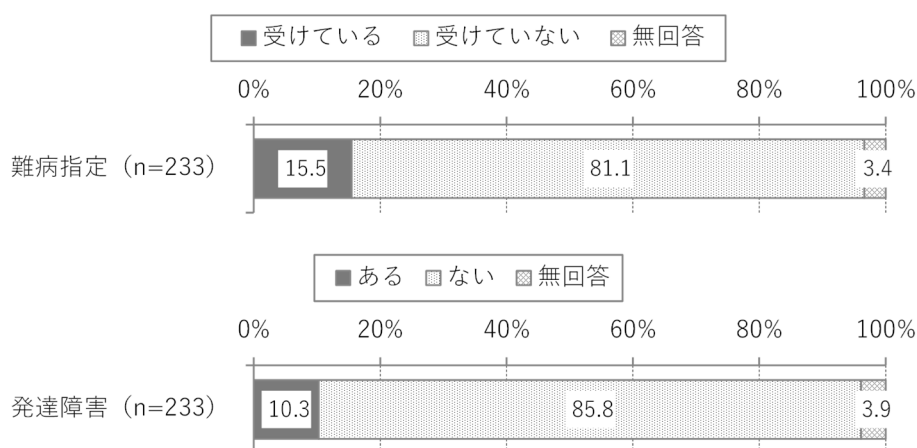
(4) 難病（特定疾患）、発達障害について

障害者基本法の障害者定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となっています。また、障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しにより、令和元年7月から、障害福祉サービス等の対象となる疾病の数が361に拡大しています。

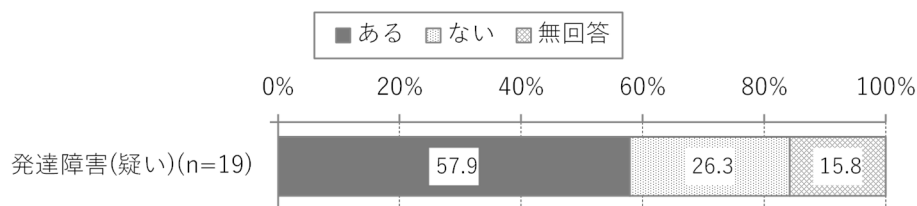
今回の障害者調査によると、難病（特定疾患）の認定を受けている人は、回答数の15.5%、発達障害として診断されたことがある人は、回答数の10.3%となっています。

また、障害児保護者調査では、障害児の57.9%は発達障害（疑い含む。）と診断されています。発達障害の種類としては、「自閉症」とした回答数が45.5%（5人）と最も多くなっています。

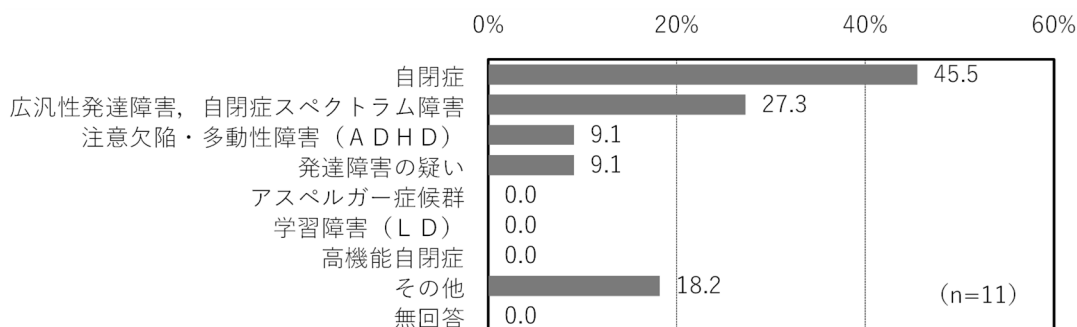
図表 13 障害者調査による難病認定、発達障害の状況



図表 14 障害児保護者調査による発達障害の状況



図表 15 発達障害の種類



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念に則り、福祉的就労を含めた就労支援を行うとともに自立した地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で、誰もが共に暮らし、共に支え合うことでお互いの命の尊さへの認識を深める「共生社会」の実現を目指します。

2 計画の基本目標

本計画の策定にあたっては、井原市第7次総合計画に掲げる『子育てしやすく、誰もが生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり』を目標に、障害の種別に関わりなく、障害のある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会づくりを進めるため、各種の施策を総合的に推進するよう、めざすまちの姿を定め、3つの基本目標を掲げています。

めざすまちの姿

- ・ 障害のある人もない人も、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に暮らせるまち
- ・ 障害のある人が自立して、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

基本目標（I）自立の支援

障害者施策の基本は、障害者基本法に定める基本原則に則り、「障害者が生涯のあらゆる段階において能力を最大限発揮し、自立した生活と社会参加を目指すことに対して支援すること」と考え、障害者が基本的人権を有する社会の一員として、家庭、職場、学校、施設等あらゆる場において、それぞれの能力を発揮できるよう施策を推進します。

また、「障害のある人が障害のない人と同様に生活し、活動する社会を築くことである」と考え、自立に向けた施策の一層の推進と、様々な仕組みや社会資源が全ての人々にとって利用しやすい社会づくりというユニバーサルデザインの観点から、障害者の利便を考えた施策を推進します。

基本目標（Ⅱ）主体性・選択性の尊重

障害者の権利を保障し、自己決定と自己選択に基づき、主体的にサービスを利用できるよう、情報提供体制や相談体制、権利擁護の充実を図るとともに、個々の障害に対応したニーズを把握し、各種福祉サービスの多様化と充実、サービスの質の向上を図っていきます。

基本目標（Ⅲ）共生社会の実現

障害者が地域で生活し、積極的に社会参加するためには、在宅生活を支える公的サービスの充実だけでなく、地域の人々が、障害のある人とその家族への理解を深めるとともに、支援していくという互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが大切です。このため、障害者等を地域で支えるネットワークづくりへの支援や、手話は言語であることの普及などにより、地域福祉の推進と共生社会の実現に努めます。

さらに、障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることのないよう、障害者差別解消の理念を普及させることに努めます。

3 施策の体系

| 基本目標 | 分野/基本施策 | | 取組内容 |
|----------|---------|--------------|-----------------------------------|
| I 自立の支援 | 1 教育・育成 | (1) 療育 | 相談事業の充実 |
| | | | 療育体制の充実 |
| | | | 支援体制の充実 |
| | | (2) 教育 | 特別支援教育の充実 |
| | | | 教職員の研修及び専門性の向上 |
| | | | 教育相談体制の充実 |
| | | | 進路指導の充実 |
| | | | 交流及び共同学習の推進 |
| | 2 雇用・就労 | | 就労支援サービスの適切な提供と 一般就労への移行・定着の促進 |
| | | | 障害者就業・生活支援センターの活用 |
| | | | 雇用の確保 |
| | | | 企業・事業所等への障害者雇用の啓発 |
| | | | 相談体制の充実 |
| | | | 福祉的就労の充実・強化 |
| | | | 障害者就労施設等からの優先調達 |
| | | | 公共機関の法定雇用率の確保 |
| | 3 保健・医療 | (1) 母子保健 | 早期発見・早期支援 |
| | | | 相談事業の充実 |
| | | | 子育て環境の整備 |
| | | | 専門従事者の資質の向上 |
| (2) 成人保健 | | 健康づくりの推進 | |
| (3) 精神保健 | | 心の健康づくりの推進 | |
| | | 精神障害者相談体制の整備 | |
| | | ふれあい交流の促進 | |
| | | 精神障害者医療の充実 | |

| 基本目標 | 分野/基本施策 | | 取組内容 | | |
|---------|----------|--------------------|---|--|-----------------|
| Ⅰ 自立の支援 | 4 福祉サービス | (1)障害福祉サービス | 訪問系サービスの充実 日中活動系サービスの利用促進 障害児支援の充実 居住系サービスの充実 自立支援医療の充実 補装具費の支給 | | |
| | | (2)地域生活支援事業 | 相談支援事業の充実・強化 成年後見制度の利用促進 意思疎通支援事業の充実 日常生活用具の給付等 地域活動支援センター事業の充実 日中一時支援事業の充実 社会参加促進事業の充実 | | |
| | | (3)各種手当等 | 各種年金・手当の周知 各種助成事業の充実 公共施設の減免制度 | | |
| | | 5 文化・スポーツ・レクリエーション | | 障害者スポーツ・レクリエーションの推進 文化・スポーツ施設の改善 指導員の養成 文化活動の振興 | |
| | | Ⅱ 主体性・ 選択性の尊重 | 1 相談支援体制 | | 相談支援体制の充実 |
| | | | | | 訪問相談体制の充実 |
| | | | | | 相談員の資質の向上 |
| | | | | | 自立支援協議会の充実 |
| | | | | | サービス案内の作成配布 |
| | | | 2 権利擁護 | | 日常生活自立支援事業の利用促進 |
| | | | | | 成年後見制度の利用促進 |
| | | | | | 障害者虐待の防止 |
| | | | | 障害者及び親（介護者）の高齢化を見据えた支援 | |
| | | | | 権利擁護推進会議の充実 | |
| 3 情報提供 | | 視覚・聴覚障害者への情報提供の充実 | | | |
| | | 支援ネットワークの充実 | | | |
| | | 広報の充実 | | | |

| 基本目標 | 分野/基本施策 | 取組内容 |
|--------------------|---------|-------------------------------|
| III 共生社会の 実現 | 1 啓発・広報 | 人権意識の高揚 |
| | | 障害を理由とする差別の解消の推進 |
| | | 啓発・広報活動の推進と障害者週間の啓発 |
| | | 福祉教育の推進 |
| | 2 地域福祉 | ボランティアネットワーク事業の推進 |
| | | ボランティアの育成 |
| | | 多様なボランティア活動への支援 |
| | | ボランティア・特定非営利活動法人の活動拠点の充実 |
| | | 交流機会の充実 |
| | | 民生委員児童委員、福祉関係団体等との連携 |
| | 3 生活環境 | 生活関連施設のバリアフリー化 |
| | | 学校施設のバリアフリー化 |
| | | 交通・移動手段の確保 |
| | | 福祉車両の普及 |
| | | 身体障害者補助犬の施設等への受入促進 |
| | 4 安全・安心 | 緊急通報システム等の充実 |
| | | 避難場所、避難経路の周知徹底 |
| | | 災害時等避難行動要支援者の把握・ 防災支援体制の整備 |
| | | 災害に強い地域づくりの推進 |
| | | 防災ネットワークづくり |
| 感染症対策の周知 | | |
| 防犯対策の充実・消費者トラブルの防止 | | |

| 圏 域 名 | 構 成 市 町 村 |
|-----------|-----------------------------------|
| 備前圏域 | 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町 |
| 倉敷・井笠サブ圏域 | 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町 |
| 高梁・新見サブ圏域 | 高梁市、新見市 |
| 津山・勝英サブ圏域 | 津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町 |
| 真庭サブ圏域 | 真庭市、新庄村 |

3 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

4 計画の普及・啓発

本計画について、広報誌やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

第2部 障害者福祉計画

第1章 自立の支援

1 教育・育成

[基本的考え方]

- ・一人ひとりに最適な教育を確保するために、早期の障害の発見や療育を行います。
- ・早期療育により障害の軽減を図り自立を促進するために、乳幼児期から身近な場所において療育やこれに関連する支援が受けられるよう体制の一層の充実を図ります。
- ・それぞれの子ども達が持つ能力を最大限に伸ばすとともに、社会の中で自立し、一人の個人として役割を果たせるよう基礎・基本となるものを身につけられるようにします。
- ・障害の種類・状態、能力・適性等に応じた適切な教育を行い、発達が妨げられることのないような教育指導体制を確立します。
- ・障害のあるなしによらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできるインクルーシブ教育を推進します。

※インクルーシブ教育

障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けること

(1) 療育

[現状と課題]

発達障害の診断を受ける児童は年々増加傾向にあり、障害の早期発見と発達期に適切な療育を行うことが、障害の軽減や基本的な生活能力の向上に繋がります。

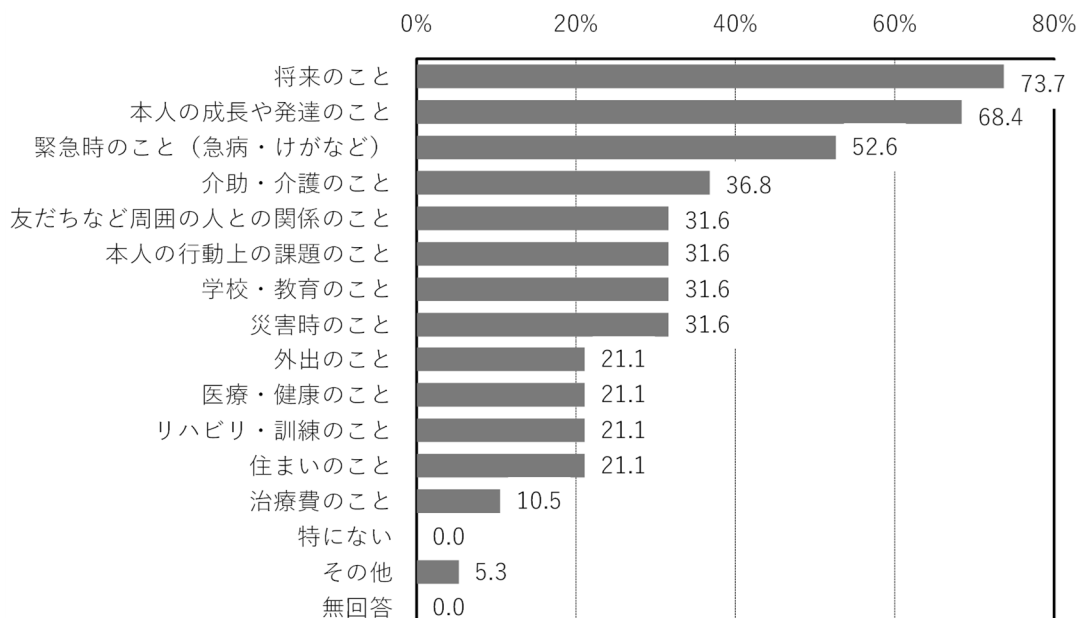
本市では、幼児健康診査において、発達障害の早期発見、早期対応のための助言、また子どもへのかかわり方などの相談を行っています。

さらに、保育園や医療機関、保健師等から療育を紹介された保護者に対しては、令和2年4月に開設した井原市障害者相談支援センターや相談支援事業所と連携を取りながら、児童の発達に必要な児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの福祉サービスの利用支援に努めています。

保護者が身近な場所で相談できるよう、発達支援コーディネーターを配置し、相談支援体制の充実を図っています。さらに、小学校就学時において、保育園、幼稚園在園時からの切れ目のない支援を受けることができるよう小学校等及び関係機関との連携強化に努めています。

障害児保護者調査によると、日常生活の中で不安に思うことや改善したいこととしては、「将来のこと」や「本人の成長や発達のこと」が多くなっており、関係機関と連携し、支援体制の充実に努める必要があります。

図表 16 日常生活のなかで不安に思うことや改善したいこと



(n=19)

出典： 障害児保護者調査

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 相談事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和2年4月に開設した井原市障害者相談支援センターと相談支援事業所が協力し、保護者の不安や悩みを気楽に相談できるよう、様々な機会に気軽に相談できる環境の充実に努めます。 ●発達支援コーディネーターを配置し、発達障害や発達障害の疑いのある子を持つ保護者が、身近で相談できるよう努めるとともに、ペアレントメンターの活用などにより発達が気になる子の子育てを応援します。 ●必要に応じて相談支援事業所や障害者相談員に繋げることで保護者の不安の解消や問題解決に努め、安心して子育てができる環境を整えます。 |
| 療育体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする児童が身近な地域で療育を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実に努めます。さらに保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の利用を促進します。 ●障害児を受け入れている私立保育園に対し、障害児保育支援事業に要する経費の一部助成や、放課後児童クラブに対し、障害児受入推進事業の経費の助成を行います。 ●発達支援コーディネーターを要請に応じて、保育園、放課後児童クラブ等に派遣し、障害児の支援に取り組みます。 |

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育園、幼稚園の保育料・給食副食費の完全無償化などの子育てしやすい環境づくりを進めます。 ●井原市地域自立支援協議会の活動により、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携、情報共有を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。 ●就学前の障害児を支援するため、国が実施する3歳から5歳までの児童の児童発達支援等の利用者負担無償化に合わせて、0歳から2歳までの児童についても市独自で無償化を実施します。 |

(2) 教育

[現状と課題]

令和2年度では、特別支援学級では小学校で22学級80人、中学校で12学級45人、通級指導では保育園・幼稚園で1学級13人、小学校で4学級81人が学んでいます。

○小・中学校の特別支援学級の状況（各年度5月1日現在）

| 区分 | | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|-----|-----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 知的障害 | 小学校 | 学級数 | 9学級 | 8学級 | 8学級 | 9学級 | 11学級 |
| | | 児童数 | 25人 | 22人 | 25人 | 29人 | 32人 |
| | 中学校 | 学級数 | 3学級 | 4学級 | 4学級 | 4学級 | 5学級 |
| | | 生徒数 | 7人 | 14人 | 13人 | 14人 | 15人 |
| 自閉症・情緒障害 | 小学校 | 学級数 | 12学級 | 13学級 | 13学級 | 13学級 | 11学級 |
| | | 児童数 | 56人 | 64人 | 71人 | 63人 | 48人 |
| | 中学校 | 学級数 | 5学級 | 5学級 | 5学級 | 5学級 | 7学級 |
| | | 生徒数 | 17人 | 17人 | 20人 | 21人 | 30人 |
| 難聴 | 小学校 | 学級数 | 0学級 | 0学級 | 0学級 | 0学級 | 0学級 |
| | | 児童数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 中学校 | 学級数 | 1学級 | 1学級 | 0学級 | 0学級 | 0学級 |
| | | 生徒数 | 1人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 肢体不自由 | 小学校 | 学級数 | 1学級 | 0学級 | 0学級 | 0学級 | 0学級 |
| | | 児童数 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 中学校 | 学級数 | 0学級 | 1学級 | 1学級 | 1学級 | 0学級 |
| | | 生徒数 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 |

資料：井原市教育委員会

○通級指導の状況（各年度5月1日現在）

| 区 分 | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | |
|-----|------------|----------|----------|----------|-------|---------|------|
| 言語 | 保育園 幼稚園 | 学級数 | 1 学級 | 1 学級 | 1 学級 | 1 学級 | |
| | | 児童数 | 18 人 | 15 人 | 18 人 | 17 人 | 13 人 |
| | 小学校 | 学級数 | 2 学級 | 2 学級 | 2 学級 | 2 学級 | 2 学級 |
| | | 児童数 | 34 人 | 25 人 | 31 人 | 35 人 | 35 人 |
| 情緒 | 小学校 | 学級数 | 1 学級 | 2 学級 | 2 学級 | 2 学級 | 2 学級 |
| | | 児童数 | 19 人 | 23 人 | 26 人 | 42 人 | 46 人 |

資料：井原市教育委員会

障害のある児童・生徒の実態を把握するために、校内では、児童・生徒の状況について教職員間で常に情報交換し、毎月の学年会議や職員会議で報告を行うことで、校内全体で情報共有を図っています。

各校では、特別支援教育コーディネーターを中心に各専門機関と連携を図り、必要に応じて乳幼児健診や就学時健診の結果を参考にした教育相談や就学相談を進め、児童・生徒の学習状況や生活状況について担任や保護者と情報共有を行い、特別な支援を要する児童・生徒の教育ニーズの把握と対応に努めています。

特別な支援を要する児童生徒を支援するために、学習支援員を小・中学校に 35 名を配置するとともに、特別支援教育コーディネーターを幼・小・中・高等学校の各学校園に 1 名ずつ指名し、関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実に努めています。

進路指導については、中学校を卒業後、就職を希望する生徒はほとんどいないため、進学のための準備を中心に行っています。

また、「障害者差別解消法」施行をうけて、本人や保護者との同意形成の仕方や合理的配慮の提供や基礎的環境整備を進めています。

教職員の資質の向上のために、以下のような研修も実施しています。

- 幼稚園教員対象の研修会
- 小・中教職員対象の研修会
- 新任特別支援学級担任研修会
- 学習支援員対象の研修会

また、笠岡市の特別支援学校、岡山市の聾学校に、小学部 5 人、中学部 6 人、高等部 19 人が通学しています。

市内の特別支援学級の児童・生徒が一堂に会して、市内の協力校の児童・生徒や県立西備支援学校と交流する「なかよし運動会」の開催や、県立西備支援学校から各小中学校へ出向き、一緒に授業を受けるなどの交流が行われています。

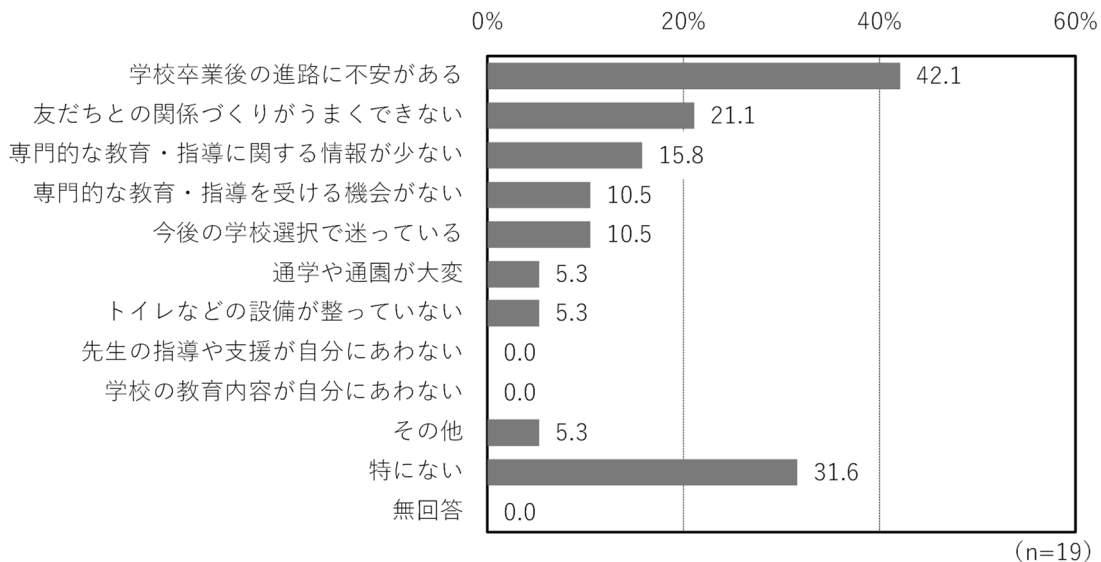
○特別支援学校の就学状況（令和2年5月1日現在）

| 学校名 | 所在地 | 設置者 | 井原市の在学者 | | |
|------------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | | 小学部 | 中学部 | 高等部 |
| 岡山県立西備支援学校 | 笠岡市 | 岡山県 | 5人 | 6人 | 18人 |
| 岡山県立岡山聾学校 | 岡山市 | 岡山県 | 0人 | 0人 | 1人 |

資料：岡山県立西備支援学校、岡山県立岡山聾学校

障害児保護者調査結果によると、学校や教育、進路のことで困っていることとして42.1%が「卒業後の進路に不安がある」と回答しており、進路の選択・決定ができるよう引き続き相談・支援体制を充実していく必要があります。

図表 17 学校や教育、進路のことで困っていること



出典：障害児保護者調査

[今後の取組]

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|---|
| 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行っていきます。そのため、必要に応じて各学校に学習支援員を配置し、また、学校においては特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関と連携して支援を行い、特別支援教育の充実に努めます。 |
| 教職員の研修及び専門性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●教職員の資質向上のため、特別支援教育の担当者の研修等を一層充実させ、障害の種類の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。 |
| 教育相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の意向を尊重しながら、それぞれの障害児の特性に応じた適切な教育支援を行います。また、保護者に対しても十分な理解が得られるよう相談体制の充実に努めるとともに、児童・生徒の教育的ニーズに可能な限り対応できるよう、就学指導委員会の開催回数についても柔軟な対応を検討します。 |
| 進路指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの能力や適性を伸ばすために進路相談の充実に努めます。高等学校や特別支援学校等と連携を図りながら、将来の生活の自立に向けた指導を行います。 ●必要に応じて関係機関や事業所との連携及び企業実地研修等を行います。 |
| 交流及び共同学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校と特別支援学校との交流機会を創出し、児童生徒相互の理解が図られるよう努めます。 ●障害のある人たちに対する正しい理解と認識を深めるために、近隣の社会福祉施設や小・中学校の児童生徒との交流が図られるよう努めます。 |

2 雇用・就労

[基本的考え方]

- ・地域社会での共生に向け、障害のある人が適性と能力を發揮して就業することができるよう、関係機関との連携を図りながら支援体制を強化します。

[現状と課題]

障害者の雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業(50人以上規模の企業)、国、地方公共団体に対し、障害者の雇用者数を義務付けた割合(法定雇用率)が定められています。現在、民間企業は2.2%、国、地方公共団体は2.5%(ただし、都道府県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会は2.4%)となっています。

本市に本社を置く民間企業における令和元年度の障害者の就労状況をみると、障害者雇用数は120.0人、雇用率は1.94%となっており、全国、県平均より低くなっています。また、法定雇用率を達成している企業は15社、45.5%となっており、全国、県平均より低くなっています。障害者雇用率達成企業の割合は、前年度より4.5ポイント減少しました。

井笠地域障害者自立支援協議会の就労部会では、企業からの障害者雇用についての問い合わせに対する相談、令和元年度には西備支援学校の生徒や障害福祉サービス事業所の利用者を対象としたビジネスマナー学習会を実施するなど、障害への理解と雇用の確保に向けた活動を行いました。

今後も、障害者の雇用を促進するために、令和2年10月に設立した井原市地域自立支援協議会に関係機関や団体を加えたネットワークを構築し、情報を共有しながら民間企業での障害者雇用の促進に努める必要があります。

○民間企業における障害者雇用状況(県、全国との比較)

| 区分 | 雇用率 | 達成企業割合 |
|------|-------|--------|
| 井原市内 | 1.94% | 45.5% |
| 岡山県 | 2.45% | 52.8% |
| 全国 | 2.11% | 48.0% |

※令和元年6月1日現在

○井原市内民間企業における障害者雇用状況（従業員規模別）

| 従業員規模 | 雇用率 | 達成企業割合 |
|----------|-------|--------|
| 45.5～99人 | 0.76% | 26.3% |
| 100～299人 | 2.10% | 85.7% |
| 300～499人 | 1.88% | 33.3% |
| 500人以上 | 2.48% | 75.0% |
| 合計 | 1.94% | 45.5% |

※令和元年6月1日現在

また、公共機関についてみると、市役所と市民病院は法定雇用率を達成しています。法定雇用率の確保に向け、計画的に職員募集を行い、職種によっては障害者の採用枠を設けるほか、岡山労働局及び関係機関と連携を取るなど、引き続き障害者の雇用促進に努める必要があります。

○井原市役所等の障害者雇用（令和2年6月1日現在）

| 区分 | 算定基礎職員数 | 障害者の数 | 実雇用率 | 不足数 |
|----------|---------|-------|-------|-----|
| 井原市役所 | 380.5人 | 11.0人 | 2.89% | 0人 |
| 井原市民病院 | 164.0人 | 5.0人 | 3.05% | 0人 |
| 井原市教育委員会 | 185.0人 | 3.0人 | 1.62% | 1人 |

※不足数とは、算定基礎職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

障害者の就労においては、福祉的就労から一般就労に移行する障害者は少ない状況にあります。市内へ就労継続支援A型事業所が1事業所、就労継続支援B型事業所3事業所あり、就労継続支援B型事業所を利用する人が増え、福祉基金助成事業の通所奨励金も増加しています。

就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用を促進するとともに、ハローワーク、倉敷障がい者就業・生活支援センターはもとより、令和2年4月に開設した井原市障害者相談支援センター、令和2年10月に設立した井原市地域自立支援協議会と連携を密にし、障害者の雇用環境の改善を進める必要があります。

また、市役所では障害者就労施設等からの物品等調達推進方針を毎年度策定し、調達の目標を定めるとともに、調達実績を市ホームページで公表し、発注実績は年々増加しています。

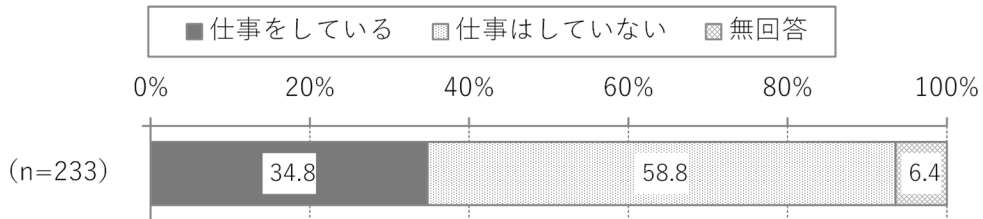
今後も障害者就労施設等での物品の発注製品や役務の内容について庁内で情報共有し、調達の推進に努める必要があります。

《障害者調査からみる障害者の就労状況》

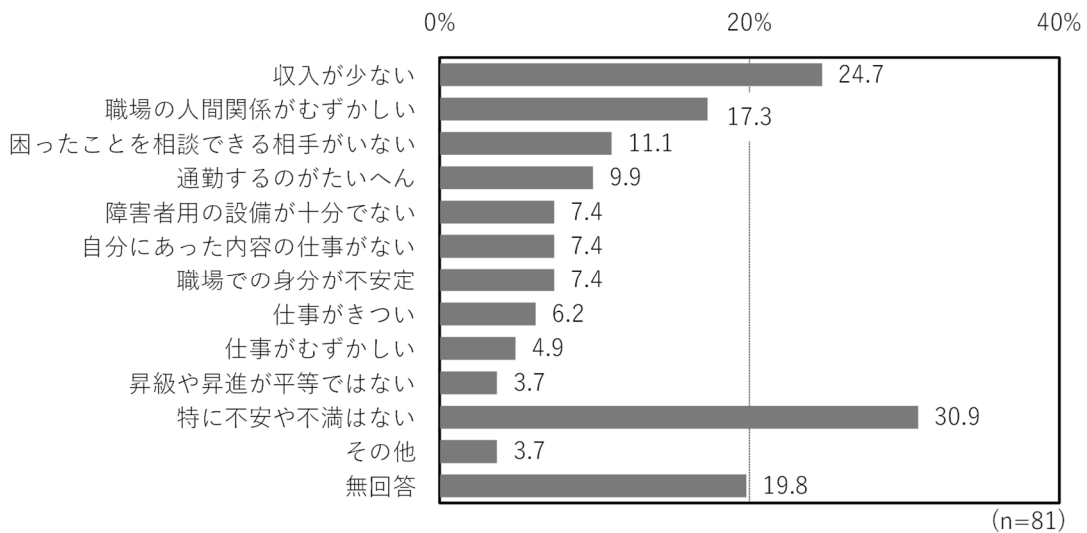
収入を得る仕事をしている人は34.8%、3人に1人です。

仕事をするうえで不安や不満を感じることは、「収入が少ない」が24.7%、就労支援として必要なこととしては、「経営者や職場の上司、同僚に障害の理解があること」が32.3%と最も多くなっています。

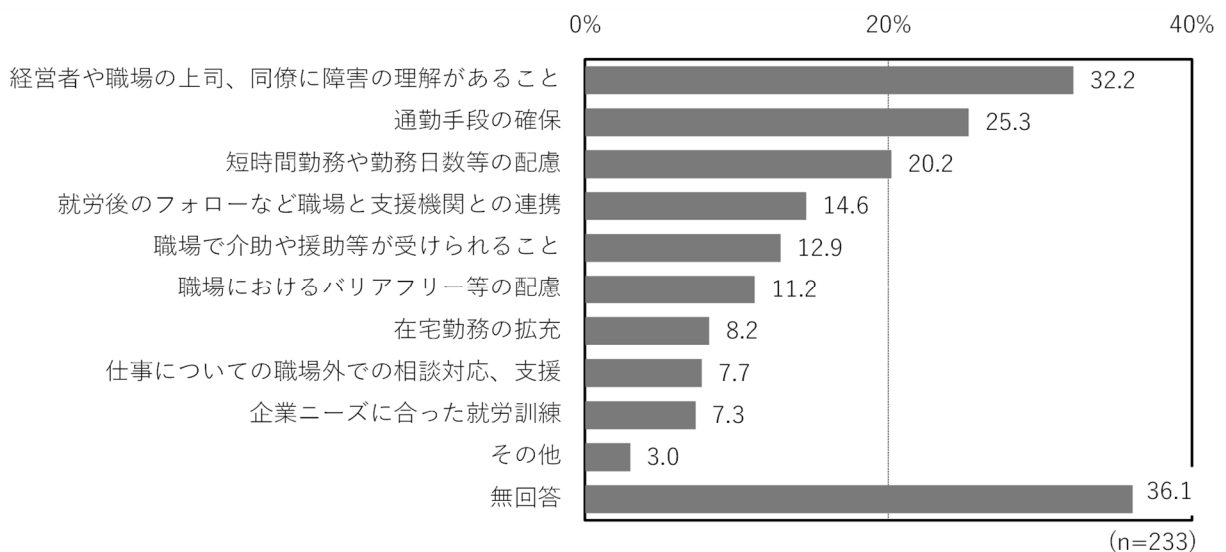
図表 18 収入を得る仕事



図表 19 仕事をする上での不安や不満 (複数回答)



図表 20 必要な就労支援 (複数回答)



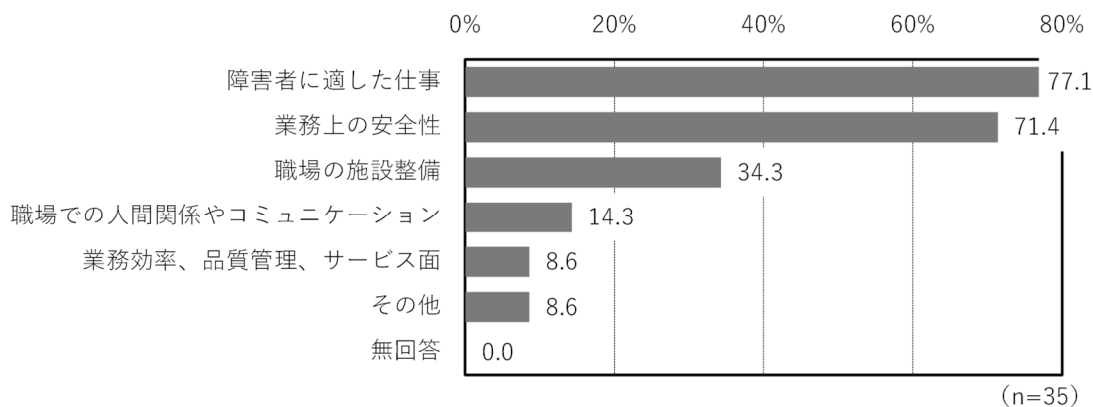
出典：障害者調査

《企業調査からみる障害者の就労状況》

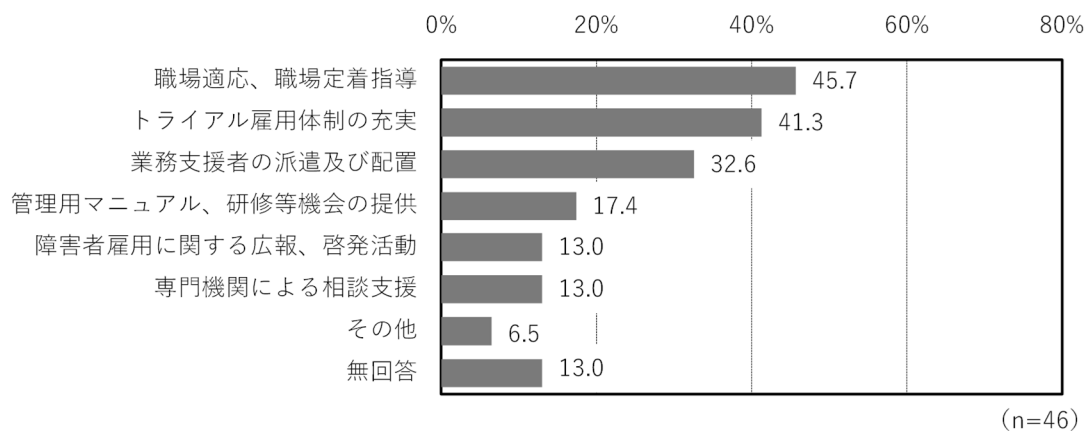
障害者を雇用するうえでの問題点としては、「障害者に適した仕事」が77.1%と最も多くなっています。次いで「業務上の安全性」が71.4%、「職場の施設整備」が34.3%となっています。

また、障害者雇用を拡大していくため必要な取組としては、「職場適応、職場定着指導」が45.7%と最も多くなっています。次いで「トライアル雇用体制の充実」が41.3%、「業務支援者の派遣及び配置」が32.6%となっています。

図表 21 障害者を雇用するうえでの問題点（複数回答）



図表 22 障害者雇用拡大へ必要な取組（複数回答）



出典：企業調査

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 就労支援サービスの適切な提供と一般就労への移行・定着の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般就労を希望する障害者を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用を促進します。 ●就労移行支援等を経て一般就労へ移行した障害者が、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を受ける就労定着支援事業を実施します。 |
| 障害者就業・生活支援センターの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者就業・生活支援センターは、岡山市、倉敷市、津山市、高梁市の4か所に設置されており、これらのセンターを活用して、障害者の就労を支援します。 ※障害者就業・生活支援センターは、就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設です。 |
| 雇用の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者の雇用を促進するために、井原市地域自立支援協議会において、ハローワーク、特別支援学校、福祉施設、障害者団体等によるネットワークを構築し、情報を共有しながら障害者雇用の促進に努めます。 ●障害児の卒業後の進路について、障害児が自立して生活していけるよう、ハローワークや一般企業等と十分な連携を取り、就労先の確保に努めます。 ●障害者が安心して働けるよう、井原市地域自立支援協議会が中心となって、企業に対して障害や障害者に対する理解と啓発に努めます。 |
| 企業・事業所等への障害者雇用の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が規定された「改正障害者雇用促進法」に基づき、障害の有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保並びに障害者の有する能力が有効に発揮することが図られるよう、企業、事業所への啓発に努めます。 |
| 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●働くうえでの困ったことや悩み事等の相談を受け付ける相談機関である井原市障害者相談支援センターにおいて、就労相談に対応します。場合によってハローワークや倉敷障がい者就業・生活支援センターと連携し問題解決に努めます。 |
| 福祉的就労の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般企業に雇用されることが困難な障害者の就労と自立を目的とした就労継続支援事業、創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深めることを目的とした地域活動支援センター事業の利用を促進します。 ●福祉的就労の環境整備を目的とした障害福祉サービス事業所開設整備費助成等や利用促進を目的とした通所奨励金、通所に要する交通費の助成を継続し、福祉的就労の充実・強化に努めます。 |
| 障害者就労施設等からの優先調達 | <ul style="list-style-type: none"> ●「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、市内の障害者就労施設等からの優先調達に努めます。 |

| 項 目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 公共機関の法定雇用率の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●井原市役所においては、法定雇用率を確保していくために、職員募集にあたり、職種によっては障害者の採用枠を設けるほか、岡山労働局や関係機関と連携を取り、障害者の雇用促進に努めます。 ●井原市教育委員会においては、職員の採用にあたって、募集条件や就労環境等を整備しながら幅広い職域での障害者の雇用促進に努めます。 ●井原市民病院においては、非正規を含め職員の就労環境を整備し、障害者雇用の確保及び促進を図ります。 |

3 保健・医療

[基本的考え方]

- ・健康診査の受診により、疾病の早期発見に努めます。
- ・疾病の後遺症や生活習慣病に起因する障害等、後天性の障害については、生活習慣病予防対策を推進します。
- ・ライフステージに応じた相談・支援体制の確立を推進します。
- ・精神障害者に対する適切な医療を確保するとともに、社会復帰支援や地域精神保健対策を推進します。

(1) 母子保健

[現状と課題]

乳幼児健康診査や育児相談、保育園・幼稚園への訪問による状況の把握等により、疾病・異常の早期発見・早期対応に努めるとともに、育児支援・健康増進の助言を行っています。

発達の遅れを疑う子どもへの支援や、保護者の不安の解消を図るために幼児健康診査では、心理相談員を配置し、発達相談を実施するとともに、要観察児教室を開催し、保護者の育児支援や児童の発達支援を行っています。今後も障害のある児童や発達障害が疑われる児童、その保護者に対し、不安や悩みに寄り添いながら、支援していく必要があります。

また、備中保健所井笠支所が実施する「子どもの発達支援相談」や備後圏域の6市2町で運営している「こども発達支援センター」（福山市）等と連携を取りながら、適切な療育や医療に繋ぐ必要があります。

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 早期発見・早期支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査によって、疾病・発達の遅れの早期発見、健康の保持・増進に努めます。 ●保育園・幼稚園での児童観察により障害の早期発見に努めるとともに、こども発達支援センター等との連携により、相談、診察、訓練などの医療的支援を推進します。 ●障害児や発達に不安のある児童の保護者に対し、関係機関と連携し、必要なサービスに繋がるように努めます。 |
| 相談事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時の妊婦面接相談及び「こんにちは赤ちゃん事業」、育児相談や発達相談等の充実を図ります。 |
| 子育て環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の経済的負担を軽減し適切な健康管理を行い、健やかな子どもの出生を図ることを目的とした妊婦健康診査事業や、産後ママあんしんケア事業等の充実を図ります。 ●満18歳に達するまでの医療費のうち、保険診療による自己負担額の全額給付を継続します。 |
| 専門従事者の資質向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子保健・医療・福祉に関わる人材の育成及び研修会等により、専門従事者の資質向上に努めます。 |

(2) 成人保健

[現状と課題]

がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病等の生活習慣病を原因とした障害が増加傾向にあることから、本市では、各種がん検診や健康増進事業等により、障害の原因となる疾病の予防と早期発見に努めています。今後も保健福祉サービスを活用し、障害のある人の生活の質を高めるとともに、障害の予防、早期発見、早期治療に努める必要があります。

また、要介護状態になることを防ぐため、介護予防講習会、通所介護予防事業等で介護予防に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、介護予防を推進しています。高齢期になっても、介護予防に自主的に取り組むことの意義や重要性が、広く認知されることが必要です。

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域で健やかに暮らしていけるよう「第2次健康いばら21」に基づく取組を推進します。 ●各種検診の実施により、疾病の早期発見と早期治療に努めます。 ●「特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病等疾病予防に努めます。 ●生活習慣改善に重点をおいた、健康教育・健康相談を実施し、生活習慣病予防の取組を推進します。 |

(3) 精神保健

[現状と課題]

精神疾患に対する偏見や社会復帰を図るための社会資源の不足等、精神障害者のノーマライゼーションを実現するためには、なお多くの課題が残されています。精神障害者が地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、精神疾患や精神障害者に対する各種支援活動の充実を図っていくことが求められています。

本市では、精神障害者の社会復帰を促進し、地域社会に対する精神保健に関する知識の普及・啓発を図ることを目的に、主治医や関係者、関係機関と連携を密にしながら、精神保健に関する相談や家庭訪問を行い支援しています。

市内に地域移行支援・地域定着支援を提供する事業所があり、令和2年3月末で1名が地域定着支援を利用しています。

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 心の健康づくりの推進 | ●生涯にわたる心の健康づくりを進めるとともに、ゲートキーパー養成講座等を開催し、心に悩みを抱える人を支援する人材を養成します。 ※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る人のことです。 |
| 精神障害者相談体制の整備 | ●精神障害者に対するきめ細やかな相談体制を充実させるため、医療機関、保健所、井原市障害者相談支援センター、家族会等と連携を取りながら、精神障害者やその家族に対して、福祉サービスの情報提供や相談が受けられる体制を整備していきます。 ●地域社会へ復帰する支援を行います。 |
| ふれあい交流の促進 | ●市民とのふれあい交流の場として、井原市ふれあいスポーツフェスティバル、はつらつ井原ふれあいフェスタ、井原市ふれあいアート展等を開催します。イベントを通して、精神障害者に対する地域の理解を促進します。 |
| 精神障害者医療の充実 | ●必要な治療を受けやすくするため、自立支援医療制度（精神通院医療）について、より一層の制度の周知に努めます。 |

4 福祉サービス

[基本的考え方]

- ・ 障害者総合支援法に基づき、障害者に対する福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」の二つの事業で提供します。
- ・ 障害福祉サービスは、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービス」とされていることから、障害のある人が、できる限り主体的に自立した生活を送れるよう、また生活の質の向上を実現できるように利用者本位の考え方に立って、サービスの量的・質的充実を図ります。
- ・ 重い障害のある人は就労が困難なために、社会的、経済的に不利な場合が多くあることから、経済的自立の支援や生活安定の基盤を提供する等の対策を充実します。

【障害者総合支援法による事業所一覧】（令和2年4月1日現在）

☆共同生活援助（グループホーム）事業所

| 事業所名 | 所在地 | 定員 |
|-------------|-----|-----|
| こだま園生活援助ホーム | 6か所 | 48人 |

☆就労継続支援A型事業所

| 事業所名 | 所在地 | 定員 |
|------|-----|-----|
| 継之助 | 大江町 | 20人 |

☆就労継続支援B型事業所

| 事業所名 | 所在地 | 定員 |
|---------------|------|-----|
| こだま園芳井ふれあい作業所 | 芳井町 | 20人 |
| こだま園東江原ワーク | 東江原町 | 20人 |
| せいび夢空感 | 高屋町 | 20人 |

☆生活介護

| 事業所名 | 所在地 | 定員 |
|-----------|-----|-----|
| こだま園こころ与井 | 芳井町 | 30人 |

☆地域活動支援センターII型

| 施設名 | 所在地 | 定員 |
|-----------|-----|-----|
| 太陽の会作業所 | 井原町 | 30人 |
| 井原はばたき作業所 | 高屋町 | 15人 |

☆相談支援事業所

| 事業所名 | 対象区分 |
|------------------------|-------|
| 井原市社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所 | 障害者・児 |
| こだま園相談支援事業所 | 障害者 |
| 相談支援事業所 さんらいず | 障害者 |

(1) 障害福祉サービス

[現状と課題]

《訪問系サービス》 ⇒ 障害福祉計画P. 74～75

訪問系サービスの利用時間が増加しています。今後も新規利用とともに、既利用者の加齢による身体機能の低下及び介護者の高齢化等により、利用ニーズは増加するものと見込まれます。

《日中活動系サービス》 ⇒ 障害福祉計画P. 75～79

就労活動を希望する障害者が増加し、就労継続支援B型への通所も増加しています。市内には就労継続支援A型事業所が1事業所、就労継続支援B型事業所が3事業所あり、市外の事業所にも通所されています。引き続き、就労を希望する人の意向、適性などを踏まえ、就労支援に努める必要があります。

また、障害者の加齢による身体機能の低下及び介護者の高齢化などにより生活介護、短期入所の利用も増加しています。特に、在宅で重症心身障害児者の介護を行う家族の負担軽減のため、短期入所を行う事業所に対し助成することで、受け入れの促進を図っています。

《居住系サービス》 ⇒ 障害福祉計画P. 80～81

共同生活援助（グループホーム）を希望する障害者が増加しています。

施設入所支援は、利用者数に大きな増減はありませんが、障害者自身の加齢による身体機能の低下及び介護者の高齢化により一定の利用が見込まれます。

《障害児支援の充実》 ⇒ 障害児福祉計画P. 97～99

障害児を対象としたサービスのうち、障害児通所支援は市町村が実施主体となっています。対象となる発達障害及びその疑いの診断を受ける児童が年々増加しています。制度の周知が進み、さらに令和元年10月から就学前の児童の児童発達支援等の利用者負担無償化を実施していることにより、今後も利用者の増加が見込まれます。

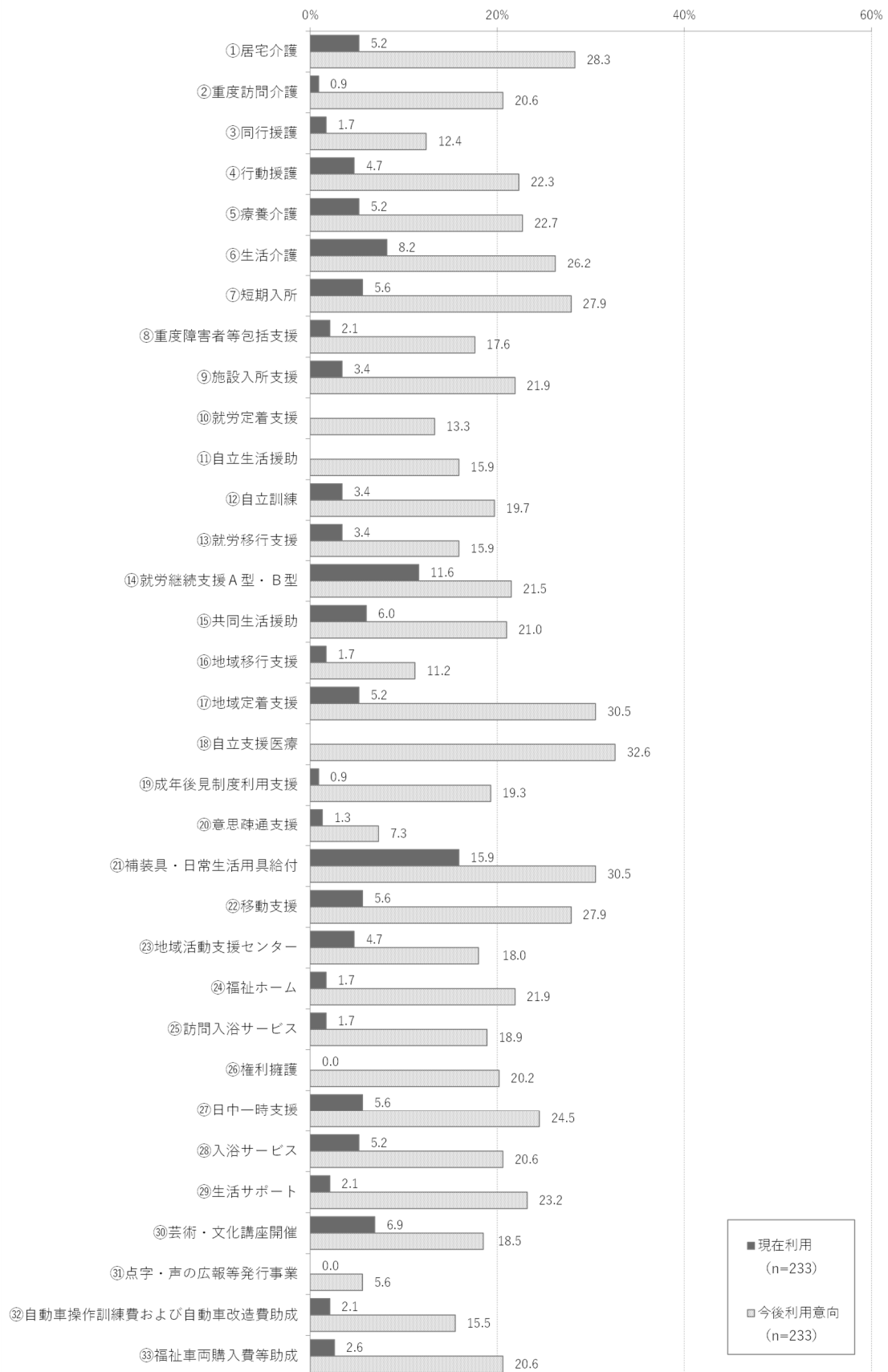
《自立支援医療》

令和元年度は、自立支援医療費の給付額は増加しました。引き続き、身体の障害を取り除く、あるいは軽くするために必要な医療に対する医療費助成の制度の周知に努める必要があります。

《補装具費の支給》

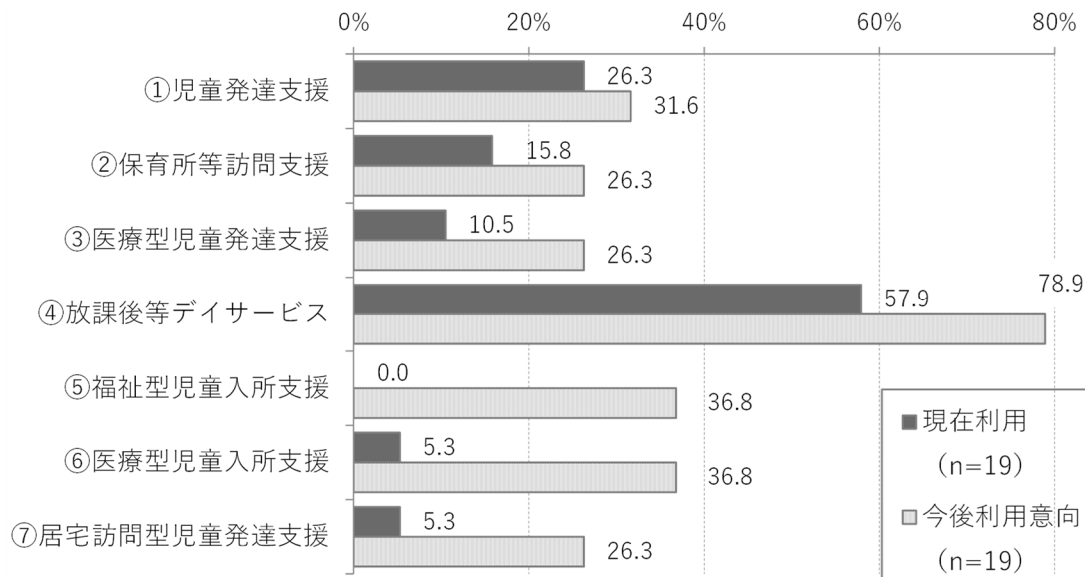
令和元年度は、補装具の購入による給付が減少しました。引き続き、身体障害者（児）や難病患者等の就労や日常生活の能率の向上を図るため、適切な支給に努める必要があります。

図表 23 障害者調査からみる障害福祉サービスの利用状況と利用意向



出典：障害者調査

図表 24 障害児保護者調査からみる障害福祉サービスの利用状況と利用意向



出典：障害児保護者調査

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 訪問系サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のため日常生活を営むために支障がある障害者（児）の家庭を訪問し、家事援助・身体介護等、日常生活の援助を行う居宅介護や、知的障害、精神障害によって外出時における移動中の援護を行う行動援護、視覚障害者への同行援護等の訪問系サービスの充実を図ります。 |
| 日中活動系サービスの利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の障害者（児）の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるように、日中活動系サービスの充実を事業所に働きかけます。 ● 就労を希望する障害者を支援するため、相談支援事業所等との連携に努めます。 ● 介護者の疾病等により、障害者の在宅生活が困難になった場合の生活の場の確保と介護者の負担軽減を図るため、短期入所の受け入れについて、事業者へ働きかけます。 |
| 障害児支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害児が、身近な地域において、円滑に教育や保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。 ● 障害児に対して療育の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、必要なサービスや支援を行い、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 ● 障害児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害者（児）への支援の充実を図ります。 |

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 居住系サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●居住系サービスは主に夜間におけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障害者の地域生活を支援するものです。これからも共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援の施設設置を働きかけます。 ●グループホームや施設入所支援から一人暮らしに移行した障害者を支援する自立生活援助の利用を促進します。 |
| 自立支援医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害を軽減、克服するために必要な医療費助成の制度の周知に努めます。 |
| 補装具費の支給 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者（児）や難病患者等の就労その他日常生活の効率の向上を図るため、義肢等の補装具の購入や修理に要する費用を支給します。 |

（２）地域生活支援事業

[現状と課題]

《相談支援事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 84～85

令和2年4月に井原市障害者相談支援センターを開設し、相談支援を行っています。相談支援専門員、福祉サービス事業所と連携を図り、障害者の抱えている課題、相談に対応できるよう努めています。さらに、相談事業所等に対する専門的な助言・情報提供を実施し、相談支援機能の強化を図っています。

《成年後見制度利用支援事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 85

身寄りのない人や親族の協力が得られない人についての成年後見開始の市長による申立てを行っています。また、費用の負担能力がない障害者への申し立てに要する費用等の助成も行い、障害者の権利擁護体制を推進しています。

《意思疎通支援事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 86

手話通訳者派遣件数、要約筆記者派遣件数ともに横ばい傾向にあります。特に、講演時の要約筆記者の派遣依頼が少ないため、主催者への働きかけを行う必要があります。

《日常生活用具給付等事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 87

日常生活用具の対象種目、基準額、対象者等の見直しを行いながら適正な給付に努めています。

《地域活動支援センター事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 88

市内の地域活動支援センターⅡ型事業所は2事業所あり、ともに様々な行事を行い、障害者が地域と繋がるよう活動をしています。また、地域活動支援センターの設備の改修について、福祉基金を活用し経費の助成を行うことで、利用しやすい環境整備を図っています。

《日中一時支援事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 89

令和元年度の日中一時支援事業の利用回数は減少しました。より利用者が利用しやすい体制づくりを図っていく必要があります。

《社会参加促進事業》 ⇒ 障害福祉計画P. 90～91

井原市ふれあいスポーツフェスティバル、障害者週間に合わせて行う井原市ふれあいアート展の参加人数は横ばいとなっています。障害のない人も気軽に参加できるよう工夫をする必要があります。

自動車の改造費助成事業の利用促進により、社会参加しやすい体制づくりが求められます。自動車改造費助成の利用が増加しており、今後も社会参加しやすい環境整備に努めます。

また、奉仕員養成講座の受講者が増えるよう、更なる周知が必要です。

〈奉仕員養成講座の実施状況（令和元年度）〉

| | | | |
|--------|-------|-----|-----|
| 要約筆記 | 16回/年 | 受講者 | 2人 |
| 手話（入門） | 20回/年 | 受講者 | 10人 |
| 手話（基礎） | 24回/年 | 受講者 | 15人 |

[今後の取組]

| 項 目 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 相談支援事業の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用援助等の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護事業の利用調整などの相談支援事業を実施します。令和2年4月に井原市障害者相談支援センターを開設し、今後も関係機関との連携を図りながら相談支援に努め、場合によってはきめ細やかな訪問を強化していきます。 |
| 成年後見制度の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者、精神障害者の権利擁護を図ることを目的とした成年後見制度の利用支援事業を実施します。身寄りのない人や親族の協力が得られない人等についても、制度の適切な利用を可能なものとするため、市長による後見等開始の申立てを行います。 ●井原市地域包括支援センターに設置した成年後見ステーション(中核機関)と関係機関との連携により、意思決定支援・身上監護を重視した後見活動を支援する体制の強化に努めます。 |
| 意思疎通支援事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションの円滑化を推進し、日常生活の利便性を向上させることで障害者の外出支援や社会参加の促進を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業等を行います。また、手話を言語とされている人に対し、聞こえる人と等しくリアルタイムで情報を得ることができるよう、可能な限り手話通訳者を配置に努めます。 |
| 日常生活用具の給付等 | <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害のある人に日常生活用具の給付または貸与を行います。 ●障害者のニーズや利用しやすい内容へ随時見直しを行います。 |
| 地域活動支援センター事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域における社会参加や就労訓練の場として重要な役割を果たしている地域活動支援センターについて、今後も地域とのつながりを保ちながら活発に活動できるよう事業の支援に努めます。 |
| 日中一時支援事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場の確保に努めます。 |
| 社会参加促進事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●文字による情報入手が困難な人のために点訳、音訳により市広報を提供します。 ●手話、要約筆記等の奉仕員養成研修事業を実施します。 ●スポーツ・レクリエーション事業や芸術・文化事業を開催します。 ●重度の身体障害者に対しては、自動車運転免許取得のための費用や自動車改造費の一部を助成します。 |

(3) 各種手当等

[現状と課題]

《各種年金・手当》

障害基礎年金受給権者数、また特別障害者手当等、井原市身体障害・知的障害児童年金の受給者数は横ばいです。

今後とも、市広報への掲載や対象となる可能性のある人への案内等、制度の周知に努める必要があります。

《各種助成事業の充実》

障害者手帳の申請などで窓口に来られた場合のほか、市広報やホームページ等の媒体を活用し、障害者への各種の助成事業制度の周知を図っています。

日常生活用具の給付について、対象者や品目を見直すとともに、必要に応じ新品目を取り入れています。市独自の助成事業である福祉基金助成事業においても、制度の見直しや新規事業を追加するなど充実を図っています。

《公共施設の減免制度》

障害者及び介護者等に対して、公共施設で基本使用料や入館料の減免を実施しています。

〈減免を実施している主な公共施設等〉

- ・アクティブライフ井原 ・芳井生涯学習センター
- ・田中美術館 ・美星天文台
- ・子守唄の里わくわくドラゴンハウス
- ・B & G井原海洋センター ・井原市グラウンド・ゴルフ場

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 各種年金・手当の周知 | ●障害者の所得保障のための障害基礎年金等の公的年金制度や、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図るとともに、これらの制度の適切な運用を進めます。 |
| 各種助成事業の充実 | ●経済的な負担の軽減を図るため、補装具費の支給や日常生活用具の給付、医療費助成、本市独自で実施している福祉基金助成事業等を継続するとともに、制度の周知に努めます。 |
| 公共施設の減免制度 | ●市内公共施設利用料の減免制度を引き続き実施します。 |

5 文化・スポーツ・レクリエーション

[基本的考え方]

- ・ 障害のある人の自立と社会参加を促すだけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活ができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や各種文化活動の充実に努めます。
- ・ 障害や障害のある人に対する理解と認識を深めるために、地域住民との積極的な交流の場を提供します。

[現状と課題]

障害者の社会参加促進事業として、毎年9月に井原市ふれあいスポーツフェスティバルを開催しており、小学生も選手として、高校生もボランティアとして参加しています。

井原市ふれあいスポーツフェスティバルだけでなく、岡山県障害者スポーツ大会や全国大会へも積極的に参加を促しています。

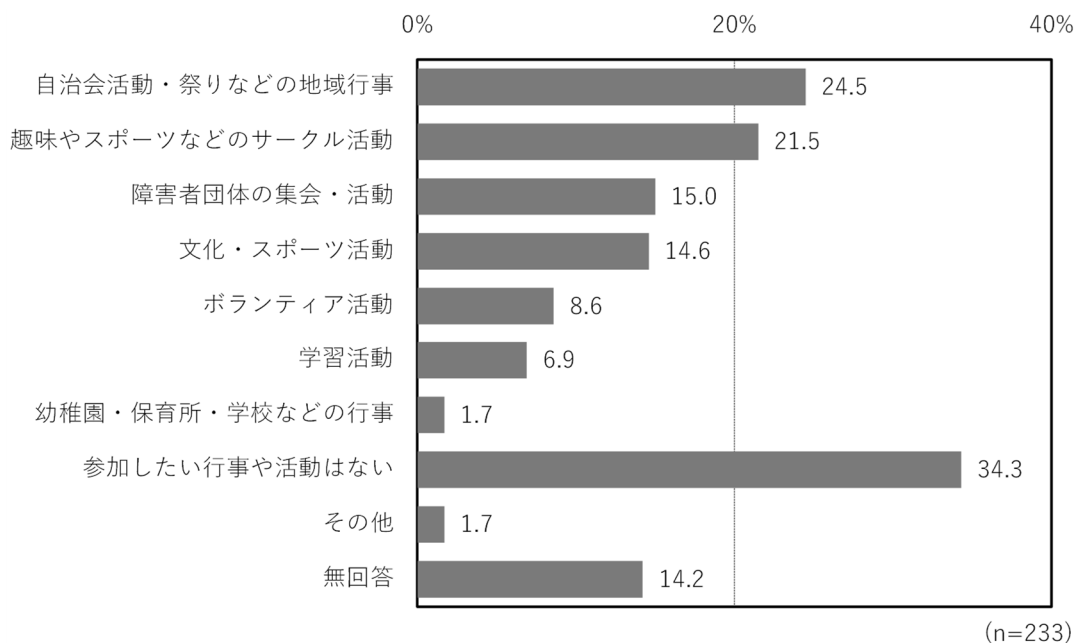
また、井原市文化・スポーツ振興協会による激励金（県代表等で中国大会以上の大会出場の場合）の交付、優秀な成績をおさめた選手には体育協会長表彰等を行うとともに、障害者も気軽に楽しめるニュースポーツの指導者養成講習会などを開催し、障害者スポーツの振興を図っています。

スポーツ環境面では、井原体育館トイレに、車いす利用者や介護用ベッドの設置、井原運動公園と井原リフレッシュ公園（動のゾーン）、芳井運動場、美星運動場等には、障害者にも利用しやすい多目的トイレを整備しています。

文化活動としては、毎年、井原市ふれあいアート展を障害者週間に合わせて開催し、障害者週間の広報とともに、障害者の文化活動の発表の場を提供しています。しかし、井原市ふれあいアート展への参加人数は横ばいで推移していることから、市民への積極的な周知を行う必要があります。

また、だれでも気軽に参加できる文化活動の振興のため、文化教室、各種講座、体験教室等を随時開講しています。こうした講座や体験教室等での障害者や障害者団体等の利用が減少傾向にあることが課題となっています。

図表 25 どのような行事や活動に参加したいか



出典：障害者調査

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|---------------------|---|
| 障害者スポーツ・レクリエーションの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●井原市ふれあいスポーツフェスティバル等へ、より気軽に参加できる環境を整備し、参加者の拡大を図り、障害者の健康増進と市民との交流を促進します。 ●岡山県障害者スポーツ大会への積極的な参加を促します。 ●全国大会等へ出場する等、優秀な成績を収めた人に対しては積極的な顕彰に努めます。 |
| 文化・スポーツ施設の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズを踏まえ、関係団体等と連携をとりながら、障害者の利用に配慮した文化・スポーツ施設の改善・整備を計画的に行います。 |
| 指導員の養成 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者のスポーツ指導やレクリエーション指導のできる人材の養成・確保に努めます。 |
| 文化活動の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ●文化活動支援のために、井原市ふれあいアート展等の発表会や展示会を充実させ、発表機会の確保に努めます。 ●文化教室や各種講座等についても、障害者が参加しやすい実施形態等について検討し、障害者の文化活動の振興を図ります。 ●障害者個人及びグループが行う自主的な文化活動を支援し、文化活動の普及に努めます。 |

第2章 主体性・選択性の尊重

1 相談支援体制

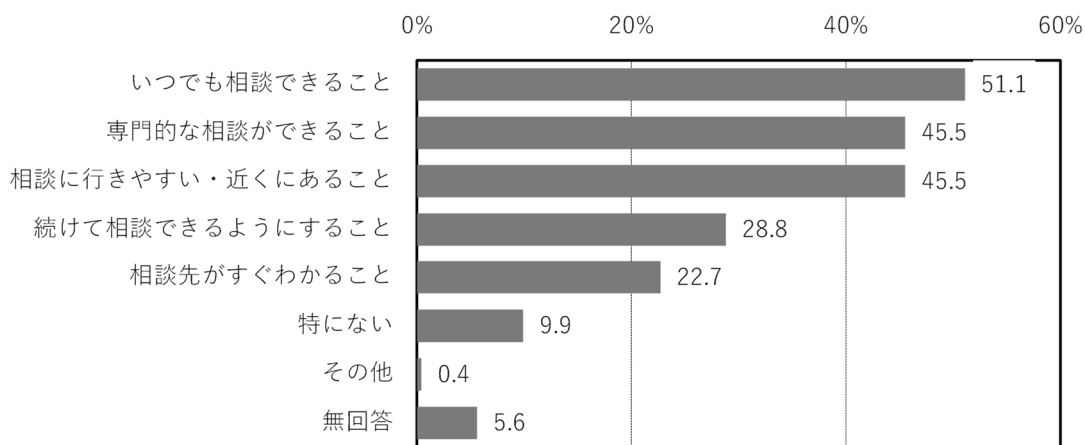
[基本的考え方]

- ・家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくために、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられるとともに、障害の程度によって得られる情報量やコミュニケーションの量に差が生じないように、総合相談体制の確立に努めます。

[現状と課題]

障害者調査によると、障害に関する相談窓口に大事なこととしては、「いつでも相談できること」(51.1%)、「専門的な相談ができること」(45.5%)、「相談に行きやすい・近くにあること」(45.5%)、の3つが多くなっています。

図表 26 相談窓口に必要なこと（複数回答）



(n=233)

出典： 障害者調査

令和2年4月に開設した井原市障害者相談支援センターを本市単独で設置することにより、利便性の向上、また身近な相談に対応し、障害のある人へのきめ細かな支援に努めます。

また、相談から見えてくる本市独自の課題について、令和2年10月に設立した井原市地域自立支援協議会で市、井原市障害者相談支援センター、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等が連携して、解決に向けた取組みを行うことで、相談支援体制の強化を図ります。

障害福祉サービスの支給決定に当たりサービス等利用計画等の作成が必須となっており、相談支援事業所が扱う相談件数が増加しています。井原市障害者相談支援センターと相談支援事業所との連携により、多様な相談に対応していますが、一つの家族が複数の問題を抱えるケース等が増加しており、関係機関が連携して対応することが求められます。

障害福祉サービス等の利用計画を作成する相談支援専門員は、定期的に自宅訪問による聞き取り調査を実施し、その時に様々な相談を受けて対応しています。

令和元年10月に障害のある人等のための福祉の内容をまとめた「福祉のしおり」を作成し、全戸に配布しました。また、障害者手帳の交付時には窓口において、障害者に関わるサービス等について書面による説明を行い、周知に努めています。

※井原市障害者相談支援センター

身体・知的・精神に障害のある人や難病の人などからの相談に対し、情報提供や助言もしくは専門機関の紹介など、総合的・専門的な相談支援を実施するため、井原市総合福祉センターに「井原市障害者相談支援センター」を設置している。

○相談支援提供施設

| 名称 | 対象区分 | 相談実施事業所名 |
|---------------------------|-------|-------------------|
| 井原市障害者 相談支援センター | 障害者・児 | 社会福祉法人 井原市社会福祉協議会 |
| 井原市社会福祉協議会 障害福祉相談支援事業所 | 障害者・児 | 社会福祉法人 井原市社会福祉協議会 |
| こだま園相談支援事業所 | 障害者 | 社会福祉法人 こだま園 |
| 相談支援事業所 さんらいず | 障害者 | 特定非営利活動法人 太陽の会 |

○民生委員児童委員等の数

| 区分 | 人数 |
|----------|-------|
| 民生委員児童委員 | 144 人 |
| 身体障害者相談員 | 5 人 |
| 知的障害者相談員 | 6 人 |

※令和2年4月1日現在

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 相談支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●井原市障害者相談支援センターを開設したことによって、より身近で相談対応できる利点を活かし、より丁寧な対応に努めます。 ●窓口対応の資質向上を図り、相談しやすい窓口になるよう努めるほか、サービスや利用できる制度の周知を図ります。 |
| 訪問相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談に出向くことが困難な障害者に対して、井原市障害者相談支援センターの相談員が自宅を訪問して面接、情報提供を行います。 ●障害福祉サービスを利用している人に対して、相談支援専門員が定期的に自宅を訪問し、サービスや生活状況の把握を行います。 |
| 相談員の資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者の様々な相談に応じるために、井原市障害者相談支援センターの相談員をはじめ関係者は、知識習得や技術向上、関係機関との連携に努めます。また、身体障害者・知的障害者相談員についても、研修会へ参加し、3障害に対する知識習得や情報の収集に努めます。 |
| 自立支援協議会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●市、井原市障害者相談支援センター、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等が連携し、相談から見えてくる障害者を取り巻く地域課題の提案に努めます。 |
| サービス案内の作成配布 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者や高齢者等のための福祉の内容をまとめた「福祉のしおり」を定期的に改正し、全戸配布します。 ●障害者手帳の交付時等には、障害者に関わるサービス等について書面による説明を行い、周知に努めます。 |

※井原市地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域における障害者及び障害児並びにその家族への支援の体制に関し、中核的な役割を果たす協議の場として、井原市地域自立支援協議会を設置し、障害者等の福祉の増進を図ることを目的としている。

協議会は、障害者に関係する団体、指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の事業者、障害福祉サービスの事業者、井原市民生児童委員協議会、保健又は医療に関係する機関、教育に関係する機関、雇用に関係する機関、障害者の福祉に関係する行政機関等で構成する。

2 権利擁護

[基本的考え方]

- ・ 障害者の権利が不当に侵害されることなく、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、障害者の権利擁護を推進するための体制づくりに努めます。

[現状と課題]

「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待の防止と障害者の権利擁護に対する取り組みが求められています。

井原市社会福祉協議会では、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業について周知を図っていますが、利用が少ないため、障害者団体や相談支援専門員等と連携し、利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、介護者の高齢化、親族と疎遠になった障害者に対し、成年後見制度の周知に努め、負担能力がない場合は申立てに要する費用等について支援を行っており、引き続き制度の利用促進を図る必要があります。

障害者虐待の通報、相談等があった場合、井原市障害者虐待対応マニュアルに従い、関係機関に協力を求め、迅速に原因究明と対応を行っています。相談支援専門員からの通報が多く、経済的虐待の件数が増加しており、今後も適切な対応が求められています。

また、本市では障害者本人やその介護者の高齢化が進んでいる家族も多く、高齢者や障害者への虐待対応や成年後見制度の利用支援、消費者被害対応等について、総合的に支援するため、関係機関で構成する井原市権利擁護推進会議を令和2年度に設置しました。権利擁護に関する支援は、複雑多岐に渡っており関係機関とのさらなる連携を図り、支援体制の強化に努める必要があります。

※井原市権利擁護推進会議

高齢者及び障害者が住み慣れた地域の一員として安心した生活を送ることができるよう、高齢者及び障害者の尊厳と権利を守り、また、本市における高齢者及び障害者の権利擁護体制を推進することを目的としている。

推進会議の委員は、学識経験者、関係団体から推薦された者、行政関係者等で組織する。

[今後の取組]

| 項 目 | 内 容 |
|------------------------|---|
| 日常生活自立支援事業の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の広報誌「社協だより」等により周知を図り、障害者団体等と連携し、利用を促進します。 |
| 成年後見制度の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●井原市地域包括支援センターに設置した成年後見ステーション(中核機関)と関係機関との連携により、意思決定支援・身上監護を重視した後見活動を支援する体制の強化に努めます。 ●成年後見制度への相談対応を行うとともに、制度に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進します。 ●成年後見制度が必要と認められる障害者への利用支援や費用の負担能力がない障害者への申立て費用又は後見人等報酬の助成を行います。 ●積極的な啓発・広報に努め、制度の利用を促進します。 |
| 障害者虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ●家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には、市町村等へ通報の義務があることの周知・啓発に努めます。 ●虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、関係機関との協力体制や支援体制の強化を図っていきます。 |
| 障害者及び親(介護者)の高齢化を見据えた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●井原市障害者相談支援センターで対応した障害者に関わる様々な問題を関係機関で構成する井原市地域自立支援協議会で検討し、総合的に支援できる体制の強化に努めます。 ●成年後見制度や虐待、消費者問題など権利擁護に関する様々な問題を関係機関で構成する井原市権利擁護推進会議で検討し、総合的に支援できる体制の強化に努めます。 |
| 権利擁護推進会議の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者が住み慣れた地域の一員として、安心した生活を送れることができるよう弁護士などの関係機関とともに権利擁護推進のための協議を行い、見えてきた課題や問題等への対応について、検討することで権利擁護体制の強化に努めます。 |

※井原市成年後見ステーション

井原市における成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画に係る中核機関として、井原市成年後見ステーションを井原市地域包括支援センター内に設置している。

3 情報提供

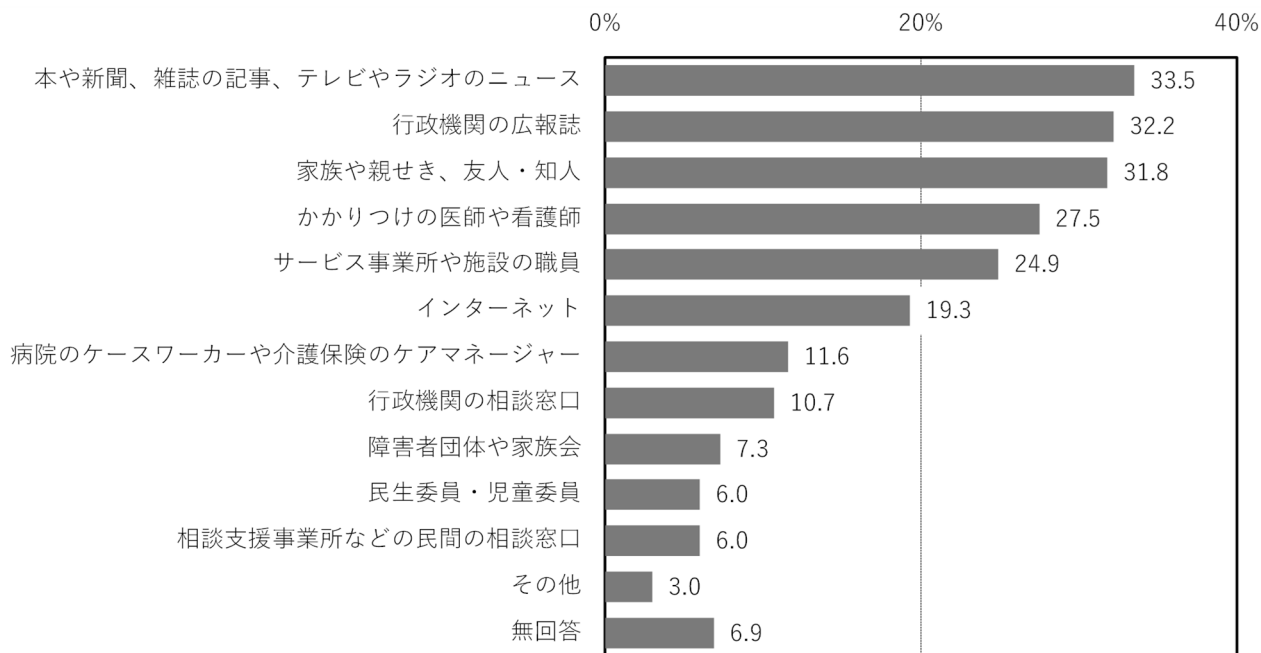
[基本的考え方]

- ・ 障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、様々な福祉サービスや生活支援に関する情報を必要なときに手に入れることができる情報提供体制の充実に努めます。
- ・ 情報提供にあたっては、特に視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要であり、ICT等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

[現状と課題]

障害者及び障害児保護者調査によると、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先としては、障害者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」や「家族や親せき、友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師」、障害児保護者では「サービス事業所の施設の職員」が多くなっています。

図表 27 障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手手段



(n=233)

出典：障害者調査

本市では、視覚・聴覚障害者への情報提供においては、緊急告知端末器「お知らせくん」を活用し、音声により緊急情報及び行政情報等を配信するとともに、「お知らせくん」と連動した腕時計型の「シルウォッチ」を活用し、緊急情報を伝達しています。

井原放送(株)が構築し運用しているデータ放送サービスと連携し、従来の緊急情報(火災情報、気象警報等)に加え、市広報に掲載するイベント情報等を配信しています。これにより時間的な制限なく、いつでも好きな時間に情報を確認することが可能となっています。

また、点字の広報・声の広報を作成し、希望者、公共施設に配布するとともに、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を市内団体、県聴覚障害者福祉協会等に委託して実施しています。

文字放送に音声を加えた「生活&災害情報」で、毎日2枠の行政情報を放映し、行政番組「市政だより」では、毎月1枠、行政情報を手話解説付きで制作し、放映しています。

「広報いばら」では、図表の使用のほか、レイアウト、文字の大きさなどにも配慮し、視覚的に捉えやすい誌面構成になるよう努めています。

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|-------------------|--|
| 視覚・聴覚障害者への情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●視覚・聴覚障害者への情報提供の充実を図り、文化・学習・レクリエーション活動等を支援するため、点字・声の広報事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を引き続き実施します。 ●緊急告知端末器「お知らせくん」に連動した「シルウォッチ」を聴覚障害者へ普及するとともに、聴覚や音声、または言語機能障害者に対するコミュニケーション、緊急連絡の便宜を図るため、ファクス使用料金を助成します。 |
| 支援ネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●井原市地域自立支援協議会の支援ネットワークの充実を図るため、構成団体の拡充と各種団体同士の情報交換や連携を緊密にして、地域で抱える問題の解決やサービス水準の向上を目指すとともに、利用者の視点に立ったサービスの提供ができるように努めます。 |
| 広報の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●本市では、情報弱者に対する広報の充実を図るため、井原放送の文字放送の活用や、手話解説等を付けた行政番組の制作等を重点的な検討課題とします。 ●各種広報誌に図表を多用し、文字だけでなく視覚的に捉えやすくするほか、「点字の広報」「声の広報」の配布を継続し、広報の充実に努めます。 |

第3章 共生社会の実現

1 啓発・広報

[基本的考え方]

- ・ 障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、過大な負担とならない範囲で「合理的配慮」を行うことが求められています。国の行政機関、地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務となっており、合理的配慮の周知を図ります。
- ・ 障害のある人に対する偏見や差別意識をなくし、障害のある人とともに生きる地域社会を実現するために、各種広報手段を活用した啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実や、積極的な交流を推進します。
- ・ 障害のある人が主体的に地域で生活し、その質を高めることができるよう自身の意欲を喚起し、自立のための支援を総合的に推進します。

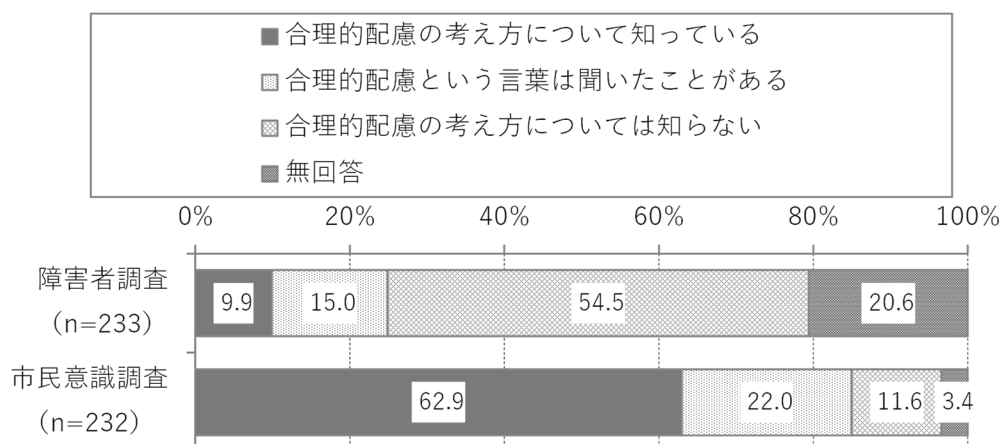
[現状と課題]

障害者差別解消法では、障害の「ある人」が「ない人」と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」としています。また、「合理的配慮」を行わないことは差別として位置づけられています。

事例としては、「事業所において、知的障害・発達障害者の方から、言葉に出して意思表示することが難しいという申し出があったため、ジェスチャーやメモで意思表示を行うようにした」などがあげられます。

障害者及び市民意識調査から、合理的配慮について、認知度が高くなっていることがうかがえますが、障害者への支援を推進するため、引き続き周知に努めます。

図表 28 合理的配慮の認知状況



人権啓発井原市実行委員会を中心として、学校、地域、家庭、職域など、様々な場において、人権に関する市民の主体的な啓発活動を行っています。引き続き、幅広く市民を対象として啓発を図っていく必要があります。

《平成 29 年度～令和元年度実績》

- ・人権が尊重されるまちづくりの集い
- ・人権標語、ポスターの募集
- ・人権啓発強調月間の取組（井原放送啓発スポット放映、懸垂幕、のぼり、街頭啓発、ポスター配布）
- ・くらしと人権講座
- ・人権啓発番組（テレビ、ラジオ）放映
- ・人権啓発のぼり、ポスター作成

また、障害者差別解消法の施行を機に、本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針を定め、市職員対応要領を策定し、市に寄せられた相談、対応状況等について各課からの情報収集に努めています。毎年新規採用職員を対象とした研修も実施し、啓発を図っています。さらに、事案の情報共有を行い、障害者差別解消のための取組みを行う、障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。

内部障害の人など外見からは分からなくても援助が必要なことを周囲に知らせる「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を交付しています。

井原市社会福祉協議会では、児童通所支援事業所の井原あゆみ園において、高校生の福祉学習の体験の場を提供しています。また、市内中高生を対象とした夏のボランティア体験活動を実施し、ボランティア意識の高揚を図っています。

[今後の取組]

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 人権意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者を含めたあらゆる人々が、障害の有無、性別や年齢、国籍の違い等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、一人ひとりが人権を正しく理解し、人権意識を高めるとともに、自らの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚が身につくよう、啓発・広報活動に努めます。 |
| 障害を理由とする差別の解消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●「合理的配慮」の周知に努め、障害のある人への日常の支援を推進します。 ●障害者差別解消支援地域協議会において、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。 |
| 啓発・広報活動の推進と障害者週間の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害に対する理解を促進するため、「広報いばら」、「社協だより」、井原放送、井原市ホームページ、緊急告知端末器「お知らせくん」メール配信、SNS等様々な広報手段を活用します。 ●手話への理解及び普及のため、井原市聴覚障害者協会と井原手話サークルの協力のもと、井原放送において、毎月1枠、手話講座の放映を行います。 ●毎年12月3日から12月9日までの障害者週間にあわせて啓発活動を行います。 ●障害者団体や市が行う障害者に関連する行事等を積極的に報道機関に紹介し、啓発・広報活動に努めます。 |
| 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育園や幼稚園、各学校の教育課程において、障害のある人に関する正しい理解を促す体験学習や交流学习が充実できるよう努めます。 ●くらしと人権講座や出前講座等のあらゆる機会を通じて、障害のある人への理解と共生の重要性を啓発していくよう努めます。 |

2 地域福祉

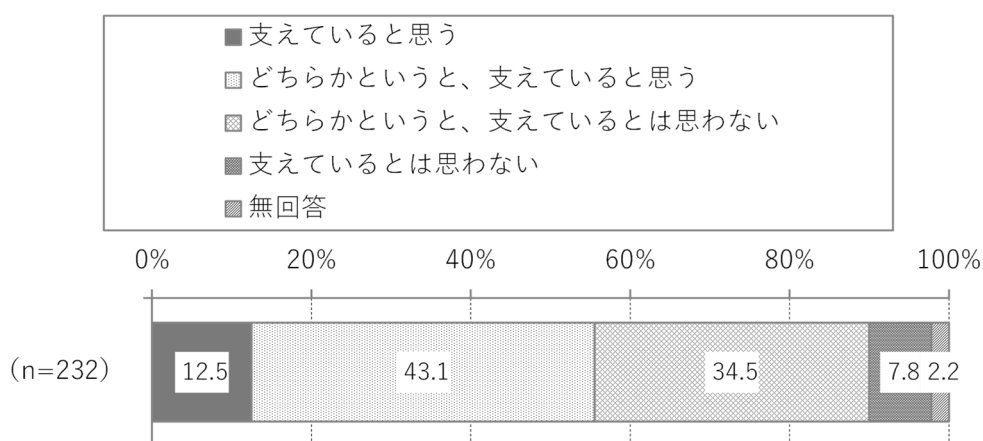
[基本的考え方]

- ・地域福祉活動の一環であるボランティア活動をとおして、障害のある人が地域で生活しやすい環境づくりに努めます。

[現状と課題]

市民意識調査によると、障害者を地域の人々が支えていると思うかという問に対しては、「支えていると思う」が12.5%、「どちらかという、支えていると思う」が43.1%、合計55.6%が支えていると思うと回答しています。

図表 29 地域の人々の支え



出典：市民意識調査

井原市社会福祉協議会ボランティアセンターには、団体、個人のボランティアの登録があり、井原市総合福祉センターをボランティアの活動拠点として、ボランティア活動を行っています。

また、「ボランティア交流会」や「ふれあい・いきいきサロンリーダー研修会」を開催し、地域ボランティアリーダーの育成に努めています。

井原市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会長及び地区民生児童委員協議会長で組織する「ふれあいのまちづくり事業推進委員会」を開催して、地域の具体的な課題に対応するとともに、共にささえあう地域社会づくりを推進しています。

[今後の取組]

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| ボランティアネットワーク事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌等を利用して、市内のボランティア活動の状況を紹介するとともに、福祉ボランティアネットワークの構築を積極的に支援し、市民に対する情報提供の充実や活用の推進を図り、市民がスムーズにボランティア活動に参加できるよう努めます。 |
| ボランティアの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉ボランティアリーダー等、地域でボランティア活動の中心となる人材を育成するための研修会や養成講座、ボランティア交流会等の開催を引き続き実施し、ボランティアの育成を推進します。 ● 障害のない人が障害のある人への理解と交流を深めるため、各種ボランティアグループの紹介と加入への促進を図ります。 |
| 多様なボランティア活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市内のボランティア団体や、ボランティア活動を行っている個人等が積極的に交流活動のできる機会の提供に努めます。 ● 社会福祉協議会が行うボランティア交流会の開催や市内の小・中・高校21校をボランティア協力校として指定する等の事業に協力し、ボランティア活動の拡大や交流に努めます。 |
| ボランティア・特定非営利活動法人の活動拠点の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民協働によるまちづくりを推進するため、市民活動の拠点施設である、「井原市市民活動センター つどえ〜る」の機能を活用し、ボランティアや特定非営利活動法人が積極的に活動できる環境整備を推進します。 ● ボランティアや特定非営利活動法人の交流を活性化し、活動支援の充実を図ります。 ● 福祉ボランティア活動の拠点として、井原市総合福祉センターのPRと利用の促進に努めます。 |
| 交流機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 井原市ふれあいスポーツフェスティバル、はつらつ井原ふれあいフェスタ、井原市ふれあいアート展等の各種イベントについて、障害者団体等と連携し障害のある人とない人の交流の場・機会の充実に努めます。また、イベントの実施・運営においては、障害者への配慮に努めます。 |
| 民生委員児童委員、福祉関係団体等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体や特定非営利活動法人、地域団体等による福祉活動を活発化し、効果的な地域福祉サービスが提供されるように、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等、福祉関係団体との連携を図ります。 |

3 生活環境

[基本的考え方]

- ・ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に暮らせるまちづくりに努めます。
- ・障害のある人が自ら選択し、行動できる環境をつくるため、交通・移動手段の確保・充実に努めます。
- ・障害のある人が地域で安心して生活するため、緊急時の通報体制の整備を推進します。

[現状と課題]

本市では、障害者にも暮らしやすいまちにするために、様々な対策を講じています。

公営住宅では、車いす仕様の住宅を設けています。また、都市公園等において、井原リフレッシュ公園等の施設では、多目的トイレや、障害者等のための駐車スペースを設けています。

道路整備では、歩道の段差解消等整備可能な路線から取り組んでいます。

教育関係では、令和2年度から2か年の計画で小中学校の校舎及び体育館のトイレの洋式化や手摺りの設置などの環境整備を行う予定としています。

この環境整備は、学校施設が多くの子どもたちの学び舎であるとともに、非常時の避難施設であるため、障害等を抱えた避難者へのバリアフリーの対応が必要であるため実施するものです。

令和元年度に完成した井原中学校は、段差のないフロアやエレベータの設置などのバリアフリー化を図ったほか、各階に多目的トイレを配置しており、今後も施設の利便性の確保に取り組んでいきます。

民間施設も含め、障害者、高齢者、乳幼児連れの方々が安心して利用できる施設であることをわかりやすくするために、おかやまバリアフリーステッカーが表示されています。

選挙では、市内41投票区のうち、バリアフリー対応の施設は26施設（仮設スロープの設置を含む）であり、残りの15施設に介助の必要な選挙人が来られた場合は、人的補助が必要な状況です。

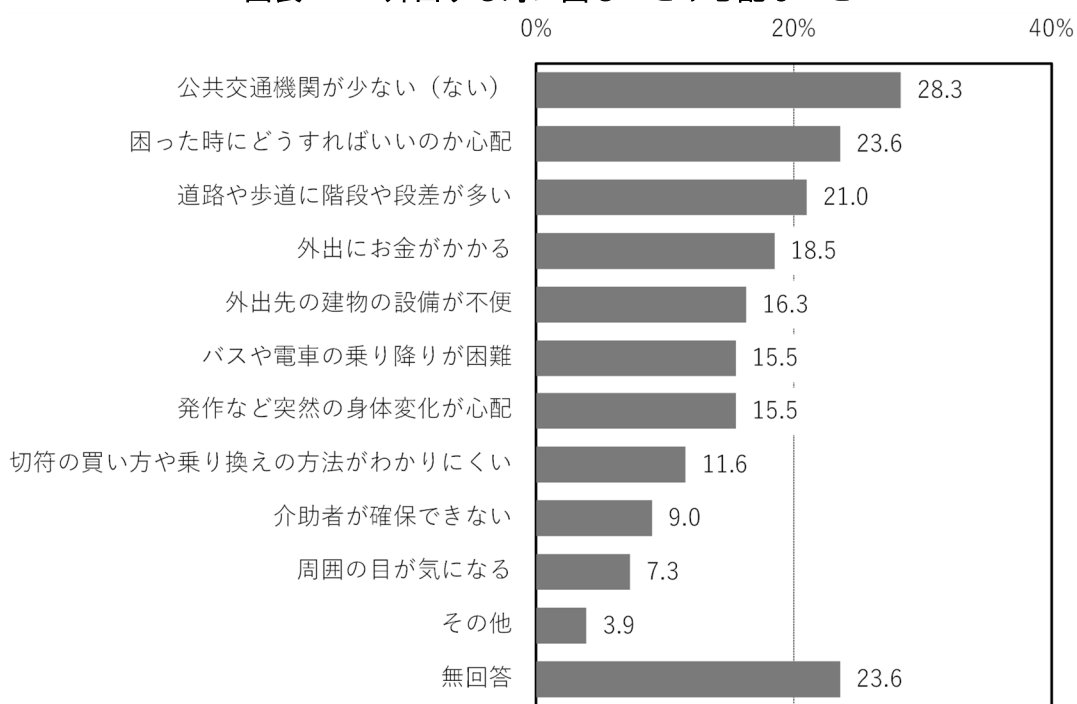
また、投票記載場所については、座って記載しやすい高さの投票記載台の設置及び車椅子を準備する等の対応を行っています。

福祉有償運送事業では、事務処理安定化事業、事業設立事業、事業継続事業を助成し、事業の推進を図っています。

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の利用について、今後も制度の理解と啓発を行う必要があります。

障害者調査によると、外出する時に、困ることや心配なこととしては、「公共交通機関が少ない（ない）」が28.3%と最も多くなっています。次いで「困った時にどうすればいいの心配」(23.6%)、「道路や歩道に階段や段差が多い」(21.0%)、「外出にお金がかかる」(18.5%)となっています。引き続き、交通・移動手段の利便性の向上や確保に努める必要があります。

図表 30 外出する時に困ることや心配なこと



(n=233)

出典：障害者調査

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|------------------------|--|
| 生活関連施設の バリアフリー化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 今後新設される公共施設については、ユニバーサルデザインを基本に推進するよう努めます。また、既存の施設等に関してバリアフリー化の推進に努めます。 ● 民間の施設においても、障害者等に配慮されたものとなるよう、事業主や企業に対して理解を求めるとともに、生活関連施設を所有する事業者に対し、一層のバリアフリー化の取組を推進します。 ● 日常生活用具事業（住宅改修）や住宅設備改良費助成事業、居宅整備資金貸付事業等の制度を周知するとともに、利用を促し障害者等が住み慣れた自宅で生活できるよう支援制度を継続します。 ● 障害者、高齢者等に十分配慮された公営住宅の提供に努めるとともに、既設公園等を再整備する際には、障害者をはじめとした全ての人が安全で快適に利用できるよう、通路やトイレ等の整備を計画的に推進します。 ● 道路整備にあたって、幅の広い歩道の整備、視覚障害者用誘導ブロックやスロープの設置、障害物や段差を無くし、障害者が安心して通行できる道づくりを進めます。 |
| 学校施設の バリアフリー化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の校舎及び体育館のトイレを対象に、大便器の洋式化、照明の人感センサー化、小便器は体格差に関係なく使用できるように更新し、また手摺りを設置するなど、様々な状況を想定した改修を行います。また、校舎の大規模改造を行う際には、ユニバーサルデザインを基本に整備を推進します。 |
| 選挙における配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ● 投票所は、エレベータ等昇降施設のない2階以上の階に設けることは避けるとともに、入口等に段差がある場合はスロープを設置する等の工夫をするよう引き続き努めます。 ● 投票記載場所は、立ったままで記載することができない選挙人のために、座って記載しやすい高さの投票記載台の設置及び案内並びに車椅子の準備等に引き続き配慮します。 |
| 交通・移動手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の活動範囲が広がるよう、福祉タクシー・バス料金の助成、障害者用駐車場利用証（ほっとパーキングおかやま利用証）の交付を継続して行います。 ● 特別支援学校または福祉施設に通学・通所、人工透析患者の通院に必要な交通費の助成を継続します。 ● 移動に制限のある人の福祉有償運送事業に対する支援を継続して行います。 ● 公共交通の利便性の向上や確保、維持に努め、障害のある人の日常生活を支援します。 |
| 福祉車両の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付福祉タクシーの普及等、一般の交通手段を利用することが困難で車いす等を使用する障害者の社会参加を促進するよう、福祉車両の導入について、関係会社に協力を求めます。 ● 公共交通機関による移動が困難な障害者及び高齢者を対象として、事業者が道路運送法の規定に基づく登録を受けて実施する自家用自動車による、運送事業である福祉有償運送事業への助成を推進していきます。 |
| 身体障害者補助犬の 施設等への受入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の自立と社会参加の促進を進めていくため、「身体障害者補助犬法」に関する広報活動を充実させるとともに、補助犬の果たす役割の重要性について理解と認識が深められるよう市民に対する啓発・周知を図り、補助犬の地域での受入を促進します。 |

4 安全・安心

[基本的考え方]

- ・地域社会全体で、防災対策の充実を図ることはもちろん、要支援者の視点での対策を推進します。
- ・防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障害者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進します。

[現状と課題]

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が発生しており、数十年に1度という大雨が頻発するなど、気象状況も大きく様変わりし、自然災害は激甚化しています。

平成30年7月豪雨では、本市でも記録的な大雨により、土砂災害や浸水による被害が発生し、市内全域に避難指示を発令する事態になり、ピーク時の避難者数は、約1,400人に上りました。

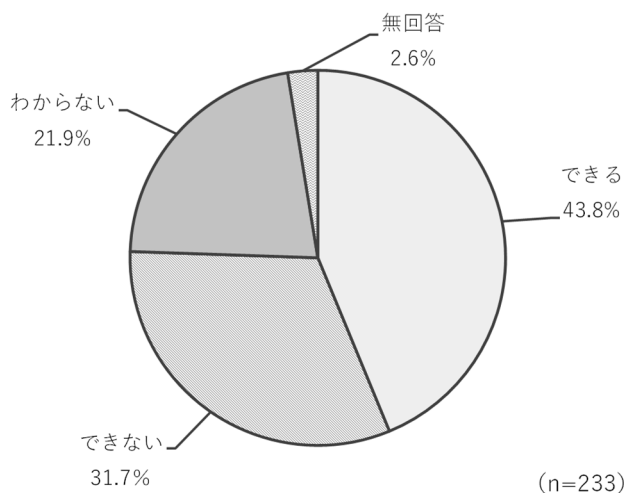
また、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、今まで以上に災害に対する事前の備えと、災害発生時の対応を整えることが重要になっています。

障害者調査結果によると、災害時に一人で避難「できない」「わからない」と回答した障害者は過半数（53.7%）となっています。また、災害時に困ることとして、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（36.1%）を挙げる障害者が多くいました。

災害時に自力での避難が困難と思われる障害者や高齢者などの要配慮者の人には特別な支援が必要です。災害が起きてからでなく、平常時から地域と連携して災害時等避難行動要支援者の名簿作成を進め、最新の情報の共有に努めるとともに、防災に関する普及啓発や避難行動支援プラン（個別プラン）を推進し、要配慮者の視点に立った防災対策・支援体制の整備に努める必要があります。

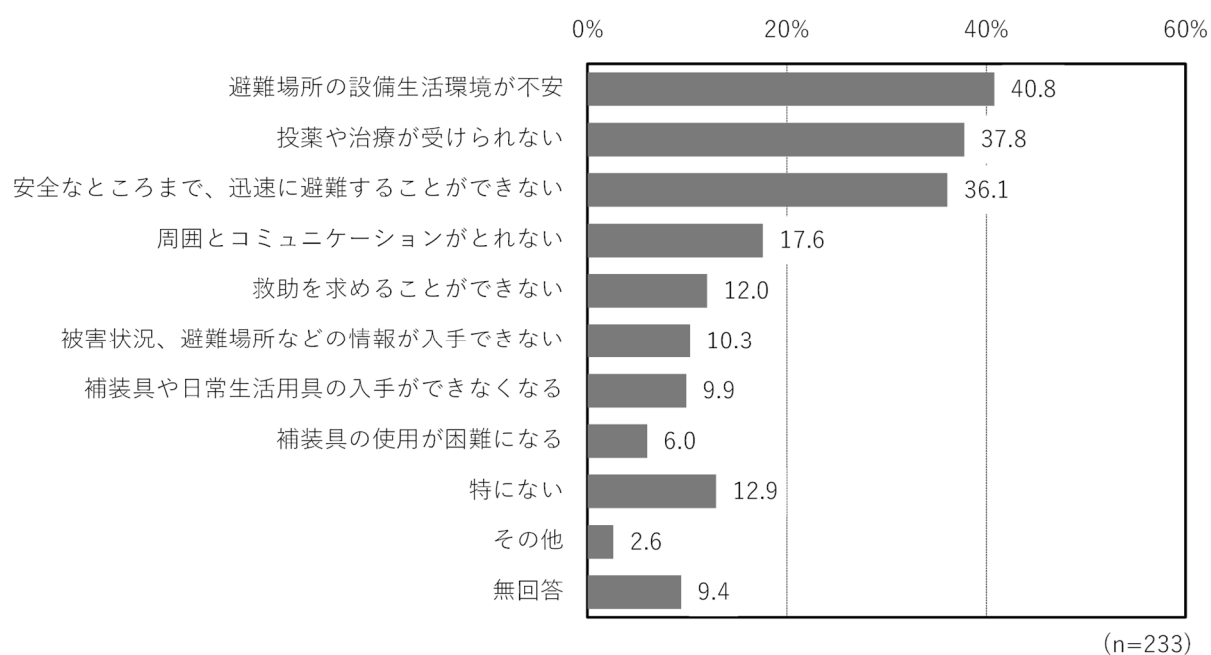
また、様々な感染症が発生している中で、感染防止に対する配慮及び感染防止対策の周知に努める必要があります。

図表 31 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか



出典：障害者調査

図表 32 火事や地震等の災害時に困ること



出典：障害者調査

聴覚障害者への緊急情報の伝達手段として、市内全域に普及している緊急告知端末器「お知らせくん」に連動した「シルウォッチ」の周知を図っています。

また、救急搬送等の緊急時の対応に備え、ファクス通信の事前登録の促進、緊急時の手話通訳者派遣事業（24 時間体制）を継続しています。

さらに、悪質商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺被害防止のために、毎週「お知らせくん」による注意喚起放送を行うとともに、「広報いばら」や井原放送等においても啓発を行っています。

また、令和2年度から、井原市権利擁護推進会議の協議内容に消費生活相談に関することを拡張したことにより、障害者や高齢者の見守り体制の強化が図られ、被害防止、被害の未然防止対策の推進に努めます。

[今後の取組]

| 項目 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 緊急通報システム等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●ファクスによる119番通報の利用が必要な人の把握に努め、ファクス利用の促進と使用料金の助成を行います。 ●緊急時における手話通訳者派遣事業(24時間体制)を継続します。 ●聴覚障害者の人に緊急告知端末器「お知らせくん」に連動した「シルウォッチ」の周知を図ります。 ●緊急通報装置の貸与についても周知を図ります。 |
| 避難場所、避難経路の周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ●定期的に、最新の防災情報を掲載した防災マップへの更新と全戸配布を実施し、居住する地区の災害リスクや避難場所、災害への対処法等についての周知を図るとともに、「広報いばら」や井原放送等を活用し、防災に関する知識の普及啓発に努めます。 |
| 災害時等避難行動要支援者の把握・防災支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生したとき、自ら避難行動をとることが難しい人について、事前に同意した本人の情報を地域の自主防災組織と共有することで、避難誘導や安否確認等の支援活動に役立てる災害時等避難行動要支援者の登録を進めていきます。 ●地域と連携して災害時等避難行動要支援者の名簿作成を進め、最新の情報の共有に努めるとともに、防災に関する普及啓発や避難行動支援プラン(個別プラン)の推進に努め、感染症予防対策にも配慮した避難支援体制の整備を推進します。 ●災害時の避難所である小中学校の体育館に洋式トイレ、手摺りを設置し、障害者に対してのバリアフリー化に努めます。 |
| 災害に強い地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域における自主的な「共助」による防災活動を推進するため、自治会等を中心とした自主防災組織の拡充と活動支援を積極的に行い、地域の防災力の向上を図ります。また、地域が主体となって実施する避難訓練に参画するなど、地域と共に災害に強い地域づくりに努めます。 ●要支援者一人ひとりについて、地域の自主防災組織が、避難場所や避難ルートをあらかじめ定める、避難行動要支援者の個別プランの策定を進めます。 ●随時、最新の防災情報に改訂した防災マップを全戸配布し、避難場所や災害危険区域の周知を行い、啓発に努めます。 |
| 防災ネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> ●防災士養成講座による地域の防災リーダーの育成、防災出前講座の開催、地域関係機関が連携した防災訓練を実施します。 ●地域の人々が安心して暮らせるよう、今後も自主防災組織の立ち上げに係る助成を継続し、自主防災組織の支援と防災ネットワークづくりを推進します。 |

| 項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 感染症対策の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ●メール配信サービスや「広報いばら」、緊急告知端末器「お知らせくん」等により、感染症対策の周知に努めます。 |
| 防犯対策の充実・消費者トラブルの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ●自主防犯組織への支援を行うとともに、地域内での防犯運動を広め、意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。 ●メール配信サービスや緊急告知端末器「お知らせくん」により、不審者情報の発信を行うとともに、特殊詐欺や悪徳商法の被害防止のために、先述の情報発信の他、「広報いばら」や出前講座による啓発を行います。さらに、障害者の権利を守るための成年後見制度の促進や消費者トラブルの未然防止対策を推進します。 |

第3部 障害福祉計画（第6期）

第1章 障害福祉サービス等の見込

1 成果目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本指針では、成果目標設定が求められています。

本計画では、障害者にまつわる成果目標について、地域における課題や実状、これまでの実績を踏まえ、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について目標を設定しました。

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、
 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
 以上のことが示されています。

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

| 年度末時点施設入所者数 | | 【目標値】 削減見込 | 【目標値】 地域生活移行者数※1 |
|------------------------------|----------------|---------------|---------------------|
| 令和元年度 【実績】 (R2.3.31時点) | 令和5年度 【目標値】 | | |
| ① (人) | ② (人) | (①-②) (人) | (人) |
| 61 | 60 | 1 | 4 |

①×1.6%以上

①×6%以上

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数

目標2 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針においては、

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

また、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

市内就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

以上のことが示されています。

【福祉施設から一般就労の移行】

| (1)一般就労移行者数 | | (2)就労移行支援事業等利用者数 | | | | | |
|------------------------------|----------------|------------------------------|-----------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| | | 移行支援事業 | | 就労継続支援A型事業 | | 就労継続支援B型事業 | |
| 【実績】 令和元年度 (R2.3.31時点) | 【目標値】 令和5年度 | 【実績】 令和元年度 (R2.3.31時点) | 【目標値】 令和5年度 | 【実績】 令和元年度 (R2.3.31時点) | 【目標値】 令和5年度 | 【実績】 令和元年度 (R2.3.31時点) | 【目標値】 令和5年度 |
| | | ①のうち 移行支援事業 利用者 | ②のうち 移行支援事業 利用者 | ①のうち 就労継続支援 A型事業利用者 | ②のうち 就労継続支援 A型事業利用者 | ①のうち 就労継続支援 B型事業利用者 | ②のうち 就労継続支援 B型事業利用者 |
| ① (人) | ② (人) | ③ (人) | (人) | ④ (人) | (人) | ⑤ (人) | (人) |
| 3 | 4 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 |

※①×1.3倍以上

※③×1.3倍以上

※④×1.26倍以上

※⑤×1.23倍以上

【就労定着支援の利用者数及び就労定着率】

| 就労定着支援事業利用者数 | 市内就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合 |
|--|--|
| 【目標値】 令和5年度 ②のうち就労定着支援事業利用者 (人) | 【目標値】 令和5年度 |
| 3 | 70% |

※②×7割以上

目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針においては、

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

以上のことが示されています。

地域生活支援拠点等の機能は、次のとおりです。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム 等）
- ④専門的人材の確保・養成（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

⇒ 課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、施設の整備状況等に応じ、関係機関・団体との連携のもと、井原市地域自立支援協議会等の場を用いて検討します。

※地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

目標4 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針においては、
令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
以上のことが示されています。

⇒ 基幹相談支援センターである井原市障害者相談支援センターは、下記の項目について取り組み、相談支援体制の充実・強化等に努めます。

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することに努めます。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することに努めます。

目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針においては、
令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
以上のことが示されています。

⇒ 井原市地域自立支援協議会で検討した障害者を取り巻く地域課題や障害福祉サービス等の質の向上を目指すため、協議会の関係団体に県等が実施する研修の情報提供や参加に努めます。

2 障害福祉サービス

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。

※サービス見込み量の単位

人 / 月：1 か月当たりの利用者数

時間 / 月：1 か月当たりの利用時間（利用者数×1 人当たり平均利用時間）

人日 / 月：1 か月当たりの利用日数（利用者数×1 人当たり平均利用日数）

(1) 訪問系サービス

【 事業内容 】

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障害者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

④行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障害者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

⑤重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行ないます。

【 見込量 】

第6期計画では、これまでの利用実績を基に算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 49 | 46 | 53 | 54 | 54 | 54 |
| 利用時間 （時間／月） | 588 | 604 | 624 | 667 | 667 | 667 |

※平成30・令和元年度の実績は各年度の3月分、令和2年度の実績は9月分（以下、同じ）

（2）日中活動系サービス

①生活介護

【 事業内容 】

常時介護が必要である障害者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【 見込量 】

利用者数は増加傾向にあります。利用量は実績から算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 118 | 116 | 123 | 125 | 127 | 129 |
| 利用時間 （人日／月） | 2,339 | 2,458 | 2,314 | 2,625 | 2,667 | 2,709 |

②自立訓練（機能訓練）

【 事業内容 】

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障害者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

【 見込量 】

第4期、第5期とも利用実績がないことから、第6期においても見込んでいません。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用時間 （人日／月） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③自立訓練（生活訓練）

【 事業内容 】

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【 見込量 】

第6期計画では、これまでの利用実績を基に算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 利用時間 （人日／月） | 56 | 55 | 41 | 55 | 55 | 55 |

④就労移行支援

【 事業内容 】

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【 見込量 】

第6期計画では、これまでの利用実績を基に算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 6 | 2 | 4 | 6 | 6 | 6 |
| 利用時間 （人日／月） | 86 | 37 | 73 | 108 | 108 | 108 |

⑤就労継続支援（A型）

【 事業内容 】

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【 見込量 】

第6期計画では、これまでの利用実績を基に算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 41 | 40 | 39 | 40 | 40 | 40 |
| 利用時間 （人日／月） | 885 | 832 | 821 | 840 | 840 | 840 |

⑥就労継続支援（B型）

【 事業内容 】

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

【 見込量 】

第6期計画では、地域移行の促進を図ることから利用者数を見込み、利用量については、月ごと1人当たり利用量を基に算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 88 | 96 | 95 | 97 | 99 | 101 |
| 利用時間 （人日／月） | 1,720 | 1,851 | 1,769 | 1,940 | 1,980 | 2,020 |

⑦就労定着支援

【 事業内容 】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【 見込量 】

計画では、数値目標である一般就労移行者数の令和5年度の目標値を参考に設定しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 1 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |

⑧療養介護

【 事業内容 】

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期の現利用者が引き続き利用するものと見込みました。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人/月) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

⑨短期入所（医療型・福祉型）

【 事業内容 】

自宅で介護する人が病気等の理由により障害者を介護することができない場合に、障害者施設支援等において、短期間、夜間も含め入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

【 見込量 】

令和3年4月に、福祉型短期入所が市内に開設予定のため、利用者が増加すると見込みました。

■短期入所（医療型）

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人/月) | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 利用時間 (人日/月) | 1 | 5 | 0 | 10 | 10 | 10 |

■短期入所（福祉型）

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人/月) | 12 | 13 | 8 | 15 | 15 | 15 |
| 利用時間 (人日/月) | 81 | 81 | 40 | 90 | 90 | 90 |

(3) 居住系サービス

※居住系サービスは主に夜間におけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障害者の地域生活を支援するものです。

①自立生活援助

【 事業内容 】

一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【 見込量 】

第5期とも利用実績がないことから、第6期においても見込んでいません。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②共同生活援助（グループホーム）

【 事業内容 】

地域で共同生活を営むのに支障がない障害者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

【 見込量 】

第6期計画では、地域への移行が進むものと見込みました。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人/月) | 68 | 69 | 68 | 75 | 77 | 79 |

③施設入所支援

【 事業内容 】

施設に入所する障害者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

【 見込量 】

計画の数値目標である施設入所者数の令和5年度の目標値を参考に設定しました。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人／月) | 64 | 61 | 62 | 60 | 60 | 60 |

3 相談支援

(1) 相談支援体系

①計画相談支援

【 事業内容 】

支給決定を受けた障害者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障害者の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案しサービス等利用計画を作成します。

【 見込量 】

第6期計画では、これまでの利用実績を基に算出しています。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 82 | 79 | 69 | 85 | 85 | 85 |

※平成30・令和元年度の実績は各年度の3月分、令和2年度の実績は9月分（以下、同じ）

②地域移行支援

【 事業内容 】

精神科病院に入院している精神障害者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期の利用実績、地域移行を促進することから、利用者数を見込みました。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

③地域定着支援

【 事業内容 】

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障害者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期の利用実績、地域移行を促進することから、利用者数を見込みました。

| 区 分 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |

4 地域生活支援事業

本市では、障害者がある有する能力及び適性に依じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

| 区 分 | 単 位 | 第 5 期 計 画（実績） | | | 第 6 期 計 画（見込） | | |
|--------|-----|---------------|-----------|------------|---------------|------------|------------|
| | | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 出前手話講座 | 件/年 | — | 6 | 0 | 10 | 10 | 10 |

※令和 2 年度の実績は見込（以下、同じ）

(2) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

【 事業内容 】

障害者や介護者等からの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言、障害福祉サービスの利用にあたって必要な援助等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のために関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のための必要な援助を行います。

【 見込量 】

障害者相談支援事業は、令和元年度末まで井笠地域の 3 市 2 町で笠岡市内の 3 事業所に委託実施していたが、井原市に拠点設けることから、井原市社会福祉協議会に委託実施し、「井原市障害者相談支援センター」を令和 2 年 4 月に開設しており、箇所数を 1 箇所で見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第 5 期 計 画（実績） | | | 第 6 期 計 画（見込） | | |
|--------|-----|---------------|-----------|------------|---------------|------------|------------|
| | | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 相談支援事業 | 箇所 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |

②地域自立支援協議会

【 事業内容 】

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。

障害者の自立した地域生活を支援するため、障害者団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関等がネットワークを形成し、地域の実情に応じ、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整を行うとともに、地域社会資源の開発、改善等を行います。また、委託相談支援事業者の中立・公平性を確保するため、運営評価を行います。

【 見込量 】

令和元年度末まで地域自立支援協議会は、井笠地域の3市2町で組織し、運営していたが、令和2年度から井原市単独で組織しているため、1か所で見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-----------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 地域自立支援協議会 | か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(3) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）

【 事業内容 】

成年後見制度とは、民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度です。

当事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者、精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である者に対し、必要となる経費を助成します。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期計画の利用実績に基づき見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|------------------|----------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 実利用者数 (人/年) | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(4) 意思疎通支援事業

①手話通訳者派遣事業

【 事業内容 】

聴覚障害者等がコミュニケーションを円滑に行うために、手話により会話をすることができる手話通訳者を派遣します。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期計画の利用実績に基づき見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-----------|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 手話通訳者派遣事業 | 実利用者 (人/年) | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 利用件数 (件/年) | 399 | 370 | 370 | 400 | 400 | 400 |

②要約筆記者派遣事業

【 事業内容 】

聴覚障害者等がコミュニケーションを円滑に行う、あるいは会議等の内容を理解するために、話された内容を要約して文字にすることで聴覚障害者等へ伝えることのできる要約筆記者を派遣します。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期計画の実績を参考に見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-----------|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 要約筆記者派遣事業 | 利用件数 (件/年) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

(5) 日常生活用具給付等事業

【事業内容】

重度障害者（児）が自立した日常生活を送るために、必要な用具を給付します。

【見込量】

第6期計画では、第5期計画の実績を参考に見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-----------------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 11 | 11 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 情報・意志疎通 支援用具 | 件/年 | 11 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 排泄管理支援用具 | 件/年 | 1,280 | 1,320 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 住宅改修費 | 件/年 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合 計 | 件/年 | 1,308 | 1,348 | 1,524 | 1,524 | 1,524 | 1,524 |

(6) 手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障害者が社会参加する上で必要な手話奉仕員の養成を行います。

【見込量】

第6期計画では、第5期計画の実績を参考に見込みました。

| 区 分 | 単 位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | | |
|-------------------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | |
| 手話奉仕員養成 講座（基礎） | 修了者 | 人/年 | 9 | 11 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| | 登録者 | | 4 | 7 | 5 | 10 | 10 | 10 |

(7) 移動支援事業

【 事業内容 】

屋外での移動が困難な障害者に、地域で自立した生活や社会参加をするために外出の支援を行います。

【 見込量 】

第6期計画では、社会参加が進み、第5期の実績よりも増加するものと見込みました。

| 区 分 | 単位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|--------|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 |
| 延利用時間数 | 時間/年 | 1,692 | 2,033 | 2,091 | 2,142 | 2,193 | 2,244 |

(8) 地域活動支援センター事業

【 事業内容 】

創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期計画の実績を参考に見込みました。

| 区 分 | 単位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 実施か所 | か所 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 実利用者 | 人/月 | 46 | 48 | 48 | 50 | 50 | 50 |

※実施か所：地域活動支援センターⅡ型

(9) 日中一時支援事業

【 事業内容 】

障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を確保します。

【 見込量 】

第6期計画の延利用回数については、第5期の利用実績を考慮し見込みました。

| 区 分 | 単位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 実施か所 | か所 | 15 | 18 | 15 | 18 | 18 | 18 |
| 実利用者 | 人/年 | 26 | 32 | 25 | 35 | 35 | 35 |
| 延利用回数 | 回/年 | 1,000 | 927 | 725 | 1,015 | 1,015 | 1,015 |

(10) 入浴サービス事業

【 事業内容 】

寝たきり等により入浴が著しく困難な重度の身体障害者に、施設までの送迎と入浴サービスを提供して清潔保持を図ります。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期計画の利用実績を考慮し見込みました。

| 区 分 | 単位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 実施か所 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実利用者 | 人/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 延利用回数 | 回/年 | 63 | 53 | 64 | 64 | 64 | 64 |

(11) 訪問入浴サービス事業

【 事業内容 】

寝たきり等により自宅での入浴が困難で、施設にも通所して入浴できない重度の身体障害者に入浴車により自宅を訪問して入浴サービスを提供して清潔保持を図ります。

【 見込量 】

第6期計画では、第5期計画の利用実績を考慮し見込みました。

| 区 分 | 単位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|-------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 実施か所 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実利用者 | 人/年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 延利用回数 | 回/年 | 160 | 137 | 160 | 160 | 160 | 160 |

(12) 社会参加促進事業

【 事業内容 】

① 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者等に対して、市の広報誌を点訳・音訳して提供します。

② 奉仕員養成研修事業

要約筆記奉仕員等の養成を行います。

③ スポーツ・レクリエーション事業

障害者の健康増進と市民との交流促進を図る目的で、井原市ふれあいスポーツフェスティバルを開催します。

④ 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動を振興するため、井原市ふれあいアート展を開催します。

⑤ 自動車操作訓練費及び自動車改造費助成事業

自動車運転免許取得に要する経費や自動車の操向装置、駆動装置改造に要する経費の一部を助成します。

⑥ 福祉車両購入費助成事業

福祉車両の購入や改造に要する経費の一部を助成します。

【 見込量 】

第6期計画では、社会参加を促進するため、第5期計画実績以上を見込みました。

| 区 分 | | 単位 | 第5期計画（実績） | | | 第6期計画（見込） | | |
|----------------------------------|------------------------|-----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 点字・声の 広報等 発行事業 | 声の広報 | 人/年 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 点字の広報 | 人/年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 要約筆記 奉仕員養 成講座 | 修了者 | 人/年 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | 登録者 | 人/年 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| スポーツ・ レクリエーション 事業 | 井原市ふれあい スポーツフェスティバル | 回/年 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 障害者 参加者数 | 人/年 | 184 | 174 | 0 | 190 | 190 | 190 |
| 芸術・文化 講座開催 等事業 | 井原市 ふれあいアート展 | 回/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 障害者 参加者数 | 人/年 | 89 | 106 | 110 | 110 | 110 | 110 |
| 自動車操作 訓練費及び 自動車改造 費助成事業 | 自動車操作 訓練費助成者 | 人/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 自動車改造 費助成者 | 人/年 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 福祉車両購入 費助成事業 | 利用者 | 人/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

第 4 部 障害児福祉計画（第 2 期）

第1章 基本的考え方

本計画の基本的な考え方は、国の「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」より以下のように設定します。

- ◆ 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援します。
- ◆ 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。
- ◆ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ◆ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。
- ◆ 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

第2章 児童福祉法上のサービス等の見込

1 成果目標

国の基本指針に基づき、以下のサービスの提供等に努めます。

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針においては、

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置する。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置する。

以上のことが示されています。

⇒ 本市では、井笠圏域に1か所ある福祉型児童発達支援センターが中核的な支援機能を担っており、同施設で保育所等訪問支援を実施しています。さらに、本市にも保育所等訪問支援を行う事業所が1か所あります。引き続きサービスを必要とする児童への情報提供に努めます。

●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針においては、

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域で確保する。

以上のことが示されています。

⇒ 本市には、主に重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービスを提供する事業所が1か所あります。児童発達支援については井笠圏域にある事業所で対応しています。引き続きサービスを必要とする児童への情報提供に努めます。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針においては、

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置する。

令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

以上のことが示されています。

⇒ 本市では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることについて、井原市地域自立支援協議会において、協議を進めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置については、県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促し、コーディネーターの配置に努めます。

2 児童福祉法上のサービス

●児童福祉法上のサービス

本市には、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供する事業所があります。

(令和2年4月1日現在)

| 事業所名 | 所在地 | 定員(人) | 支援の種類 |
|------------------------|------|-------|-------------------------------|
| 井原あゆみ園 | 井原町 | 10 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |
| 療育支援事業所 てくてく | 木之子町 | 10 | 児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 |
| 放課後児童デイサービスセンター らいず | 笹賀町 | 10 | 放課後等デイサービス |
| 夢門塾ゆうゆう井原 | 西江原町 | 10 | 放課後等デイサービス |
| ドルフィンリビングサポート井原 | 岩倉町 | 10 | 放課後等デイサービス |
| こもれび | 下出部町 | 5 | 放課後等デイサービス (重症心身障害児を対象とする) |

(1) 児童発達支援

【事業内容】

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【見込量】

第2期計画では、第1期の実績に基づき見込みました。

| 区分 | 第1期計画(実績) | | | 第2期計画(見込) | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 (人/月) | 50 | 65 | 58 | 70 | 70 | 70 |
| 利用時間 (人日/月) | 309 | 359 | 269 | 420 | 420 | 420 |

※平成30・令和元年度の実績は各年度の3月分、令和2年度の実績は9月分(以下、同じ)

(2) 放課後等デイサービス

【 事業内容 】

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

【 見込量 】

第2期では、第1期の実績に基づき、さらに増加するものと見込みました。

| 区 分 | 第1期計画（実績） | | | 第2期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 122 | 127 | 129 | 132 | 135 | 138 |
| 利用時間 （人日／月） | 802 | 824 | 836 | 924 | 945 | 966 |

(3) 保育所等訪問支援

【 事業内容 】

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【 見込量 】

第2期では、第1期の実績に基づき見込みました。

| 区 分 | 第1期計画（実績） | | | 第2期計画（見込） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 2 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用時間 （人日／月） | 4 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |

(4) 障害児相談支援

【 事業内容 】

障害児通所支援を利用しようとする障害児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【 見込量 】

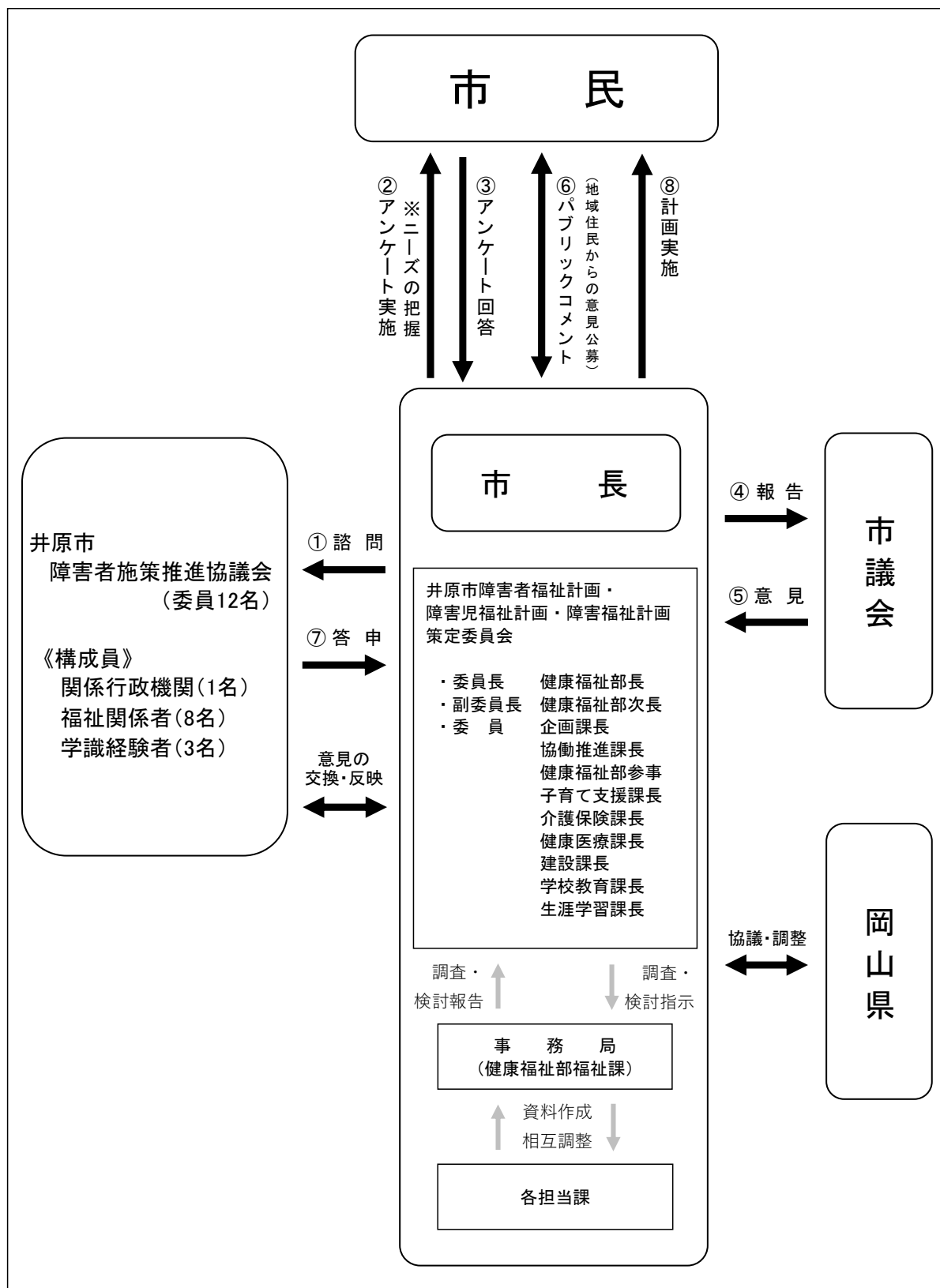
第2期計画では、第1期の実績に基づき見込みました。

| 区 分 | 第1期計画（実績） | | | 第2期計画（見込） | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用者数 （人／月） | 23 | 33 | 31 | 35 | 35 | 35 |

資料編

1 井原市障害者福祉計画・井原市障害福祉計画（第6期）

・井原市障害児福祉計画（第2期）策定の推進体制



2 井原市障害者福祉計画・井原市障害福祉計画（第6期）

・井原市障害児福祉計画（第2期）策定の経緯

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 令和2年4月16日 | 井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・障害福祉計画策定委員会設置 |
| 令和2年5月15日 | 第1回井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・障害福祉計画策定委員会 (基本方針、推進体制、スケジュール、アンケート調査内容) |
| 令和2年5月29日 | 第1回井原市障害者施策推進協議会 (諮問、基本方針、推進体制、スケジュール、アンケート調査内容) |
| 令和2年6月22日 ～7月17日 | アンケート調査実施 (障害者・障害児保護者・市民意識調査・事業所・企業) |
| 令和2年8月17日 | 第2回井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・障害福祉計画策定委員会 (障害者福祉計画・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の進捗状況、アンケート調査結果) |
| 令和2年8月28日 | 第2回井原市障害者施策推進協議会 (障害者福祉計画・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の進捗状況、アンケート調査結果) |
| 令和2年10月29日 | 第3回井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・障害福祉計画策定委員会 (計画素案検討) |
| 令和2年11月10日 | 第3回井原市障害者施策推進協議会 (計画素案検討) |
| 令和3年1月8日 ～2月8日 | パブリックコメント実施 |
| 令和3年2月9日 | 第4回井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・障害福祉計画策定委員会 (計画案検討、答申) |
| 令和3年2月15日 | 第4回井原市障害者施策推進協議会 (計画案検討、答申) |

3 井原市障害者施策推進協議会

○井原市障害者施策推進協議会条例

昭和 55 年 12 月 17 日

条例第 44 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき井原市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者計画に関し、障害者基本法第 11 条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障害者の施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験のある者

2 前項第 1 号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は 2 年とし、補欠により就任した委員は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

井原市障害者施策推進協議会委員名簿

| 区 分 | 役 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|--------|------------------------------------|-----------|---------|
| 関係行政機関 | 岡山県倉敷児童相談所 所長 | 嶋 田 俊 幸 | |
| 関係団体 | 岡山県身体障害者福祉連合会 井原支部 支部長 | 久 田 剛 | |
| | いばら育成会 会長 | 妹 尾 純 子 | ～令和2年7月 |
| | | 西 田 恵 子 | 令和2年7月～ |
| | 特定非営利活動法人太陽の会 理事長 | 惣 台 己 吉 | |
| | 井原市手をつなぐ親たちの会 会長 社会福祉法人こだま園 理事長 | 落 合 清 三 | 会 長 |
| | 特定非営利活動法人井原はばたき会 理事長 | 中 島 知 子 | |
| | 井原商工会議所 専務理事 | 佐 藤 須 賀 則 | |
| | 岡山県聴覚障害者福祉協会井原支部 事務局長 | 小 川 政 一 | |
| | 就労継続支援A型事業所 継之助 管理者 | 小 寺 都 路 | |
| 学識経験者 | 井原医師会 会長 | 小 田 健 司 | |
| | 井原市民生児童委員協議会 会長 | 笠 原 正 広 | 副会長 |
| | 井原小学校 校長 (井原市特別支援学級設置学校協議会会長) | 佐 藤 芳 明 | |

令和2年5月29日

井原市障害者施策推進協議会

会長 落合清三 殿

井原市長 大舌 勲

井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・
障害福祉計画の策定について（諮問）

井原市障害者福祉計画、障害児福祉計画（第2期）及び障害福祉計画（第6期）を策定するにあたり、井原市障害者施策推進協議会条例第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

令和3年2月16日

井原市長 大 舌 勲 殿

井原市障害者施策推進協議会

会 長 落 合 清 三

井原市障害者福祉計画・障害児福祉計画・障害福祉計画
策定について（答申）

令和2年5月29日付けで諮問のありました、井原市障害者福祉計画、障害児福祉計画（第2期）及び障害福祉計画（第6期）について、次の意見を付して答申します。

記

- 1 国が定める基本理念に基づき、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で、共に暮らし、共に支え合い、お互いの人権と個性を尊重し合いながら「共生社会」の実現を図るよう努められたい。
- 2 本計画の実施にあたっては、広く関係機関、市民への協力を呼びかけるとともに、国、県、サービス提供事業所、企業等と連携を図りながら、障害福祉サービス等の充実に努められたい。
- 3 障害者やその家族等の不安を解消するため、相談支援体制及び権利擁護の充実に努められたい。

4 用語解説

あ行

| | |
|---------|---|
| インクルーシブ | 「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念のこと。 |
| NPO | 「Non-Profit Organization」の略で、ボランティア団体や住民活動などの「民間非営利組織」を広く指す。企業のように利益を追求するのではなく、福祉や環境、国際協力、人権問題など、様々な課題を解決するという社会的使命の実現をめざして活動している組織や団体。 |

か行

| | |
|---------------------|--|
| 学習支援員 | 食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、学習障害のある子どもに対する学習支援、注意欠陥性多動性障害のある子どもに対する安全確保等の学習活動上のサポートを行う。 |
| 基幹相談支援センター | 地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。 |
| 共生社会 | 必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。 |
| 公共職業安定所 (ハローワーク) | 「職業安定法」により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。 |
| 合理的配慮 | 障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。 |

さ行

| | |
|--------|--|
| 重症心身障害 | 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態。 |
| 手話奉仕員 | 手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に、養成されている。 |
| 障害者基本法 | 障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和45年制定の「心身障害者対策基本法」を改正して平成5年に成立、平成16年に大幅改正。障害のある人に対する障害を理由とした差別、その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。平成23年の改正により、障害者の定義を拡大、合理的配慮の概念を導入。 |

| | |
|----------------|---|
| 障害者虐待防止法 | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称。障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等について定めた法律。障害者虐待の類型は、身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つと定義されている。 |
| 障害者権利条約 | 障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包括されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等を主な内容とする。国連総会において平成18年採択、日本は平成26年に批准。 |
| 障害者差別解消法 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。 |
| 障害者総合支援法 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けた障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を平成24年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。 |
| 障害者就業・生活支援センター | 就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。 |
| 障害者優先調達推進法 | 平成25年4月1日から国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る法律。平成24年成立。 |
| 自立支援医療 | 心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。 |
| 身体障害者手帳 | 身体に障害のある人が、「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳。等級は1級から6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）等に分けられる。 |
| 身体障害者補助犬法 | 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のこと。この法律は、身体障害者補助犬の訓練事業者や使用者の義務を定めるとともに、身体障害のある人が公共的施設及び公共交通機関等を利用する際に、身体障害者補助犬を同伴することができるようにすることを目的としている。平成15年10月に全面施行。 |

| | |
|-------------|--|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障害のある人が各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。障害の程度により、1級、2級、3級に区分されている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。 |
| 成年後見制度 | 判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。 |

た行

| | |
|----------|--|
| 地域生活支援拠点 | 障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するための地域支援のための拠点。 |
| 特別支援学校 | 障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障害種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。 |

な行

| | |
|------------|--|
| 内部障害 | 身体障害の一つで、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその範囲となっていたが、平成22年4月から、身体障害者福祉法の対象範囲拡大に伴い肝臓機能障害が新たに加わっている。 |
| 日常生活自立支援事業 | 判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。平成19年度より地域福祉権利擁護事業の名称を日常生活自立支援事業としている。 |
| ネットワーク | 本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。 |
| ノーマライゼーション | 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。 |

は行

| | |
|--------------|--|
| 発達支援コーディネーター | 子どもの発達とその支援に関する知識と経験を有しており、子どもの発達および家族の支援を適切に行える人材で、かつ、子ども・家族の支援に必要と考えられる関係機関を調整し、支援をコーディネートできる人材であることを示す認定資格。 |
|--------------|--|

| | |
|-----------|---|
| バリアフリー | 障害のある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。 |
| 避難行動要支援者 | 災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人の総称。 |
| 福祉有償運送 | NPO法人や市町村社会福祉協議会、その他非営利法人等が会員登録した要介護者等高齢者や障害のある人など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービス。 |
| ペアレントメンター | 自らも発達障害のある子どもを育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。 |
| 法定雇用率 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。 |

や行

| | |
|------------|---|
| 要約筆記 | 聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは、書く（入力する）スピードより数倍速くすべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。 |
| ユニバーサルデザイン | 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。 |

ら行

| | |
|------|---|
| 療育 | 自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。 |
| 療育手帳 | 児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障害のある人や知的障害のある子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障害の程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。 |

井原市障害者福祉計画
井原市障害福祉計画(第6期)
井原市障害児福祉計画(第2期)

■発行年月／令和3年3月

■発行／井原市

■編集／井原市 健康福祉部 福祉課

〒715-8601 井原市井原町 311 番地 1

TEL 0866-62-9518

FAX 0866-62-9310